



養育費の履行確保等に関する 取組事例集

令和4年3月25日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

<目 次>

I. 多様な方法による相談支援の実施

・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士相談の実施(岩手県)	P 4
・ 弁護士会の協力による無料相談の実施(秋田県)	P 5
・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける元家庭裁判所調査官及び弁護士を活用した無料相談の実施(奈良県)	P 7
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(島根県)	P 9
・ 弁護士による無料相談の実施(岡山県)	P 10
・ 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施(仙台市)	P 15
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(さいたま市)	P 17
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(相模原市)	P 22
・ 弁護士による無料相談の実施(浜松市)	P 25
・ 弁護士・相談員による無料相談の実施(名古屋市)	P 27
・ 弁護士による法律相談の実施(堺市)	P 29
・ 弁護士による法律相談の実施(神戸市)	P 33
・ 養育費・面会交流等専門相談の実施(神戸市)	P 34
・ 養育費相談アドバイザーの設置ほか(北九州市)	P 39
・ 弁護士会を活用した養育費等の無料法律相談の実施(柏市)	P 40
・ 弁護士による無料相談の実施(横須賀市)	P 43
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(大津市)	P 47
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(東大阪市)	P 50
・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける元家庭裁判所調査官及び弁護士を活用した無料相談の実施(豊中市)	P 55
・ 弁護士による無料相談の実施(枚方市)	P 56
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(姫路市)	P 59
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(奈良市)	P 63
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(群馬県渋川市)	P 68
・ 弁護士による無料相談の実施(東京都江戸川区)	P 73
・ 専門相談員による無料の養育費相談の実施(東京都品川区)	P 76
・ 弁護士による無料相談の実施(東京都練馬区)	P 79
・ 弁護士による無料相談の実施(長野県大町市)	P 81
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(大阪府藤井寺市)	P 87
・ 弁護士会を活用した無料相談の実施(島根県益田市)	P 88
・ 弁護士・司法書士による無料相談の実施(山口県宇部市)	P 89

II. 公正証書等作成費補助の実施

・ 公正証書等作成費補助の実施(秋田県)	P 6
・ 公正証書等作成費補助の実施(佐賀県)	P 12
・ 公正証書等作成費補助の実施(札幌市)	P 14
・ 公正証書等作成費補助の実施(さいたま市)	P 18
・ 公正証書等作成費補助の実施(横浜市)	P 20
・ 公正証書等作成費補助の実施(相模原市)	P 23
・ 公正証書等作成費補助の実施(浜松市)	P 26
・ 公正証書等作成費補助の実施(名古屋市)	P 28
・ 公正証書等作成費補助の実施(堺市)	P 30
・ 公正証書等作成費補助の実施(神戸市)	P 35
・ 公正証書等作成費補助の実施(北九州市)	P 37
・ 公正証書等作成費補助の実施(柏市)	P 41・42
・ 公正証書等作成費補助の実施(横須賀市)	P 44
・ 公正証書等作成費補助の実施(豊橋市)	P 46
・ 公正証書等作成費補助の実施(大津市)	P 48
・ 公正証書等作成費補助の実施(東大阪市)	P 52
・ 公正証書等作成費補助の実施(豊中市)	P 53
・ 公正証書等作成費補助の実施(枚方市)	P 58
・ 公正証書等作成費補助の実施(姫路市)	P 60
・ 公正証書等作成費補助の実施(明石市)	P 62
・ 公正証書等作成費補助の実施(久留米市)	P 64
・ 公正証書等作成費補助の実施(栃木県栃木市)	P 66
・ 公正証書等作成費補助の実施(群馬県渋川市)	P 69
・ 公正証書等作成費補助の実施(東京都葛飾区)	P 71
・ 公正証書等作成費補助の実施(東京都杉並区)	P 74・75
・ 公正証書等作成費補助の実施(東京都品川区)	P 77
・ 公正証書等作成費補助の実施(東京都練馬区)	P 80
・ 公正証書等作成費補助の実施(岐阜県各務原市)	P 82
・ 公正証書等作成費補助の実施(愛知県知立市)	P 83
・ 公正証書等作成費補助の実施(大阪府四條畷市)	P 85
・ 公正証書等作成費補助の実施(山口県宇部市)	P 90
・ 公正証書等作成費補助の実施(佐賀県武雄市)	P 91

<目 次>

Ⅲ.保証契約に関する保証料補助の実施

- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(秋田県) P 6
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(佐賀県) P13
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(札幌市) P14
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(仙台市) P16
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(さいたま市)..... P19
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(横浜市) P21
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(相模原市) P24
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(浜松市) P26
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(堺市) P31
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(神戸市) P36
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(北九州市) P38
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(柏市) P41・42
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(横須賀市) P45
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(大津市) P49
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(東大阪市) P51
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(豊中市) P54
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(枚方市) P57
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(姫路市) P61
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(久留米市) P65
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(栃木県栃木市) P67
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(群馬県渋川市) P70
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(東京都葛飾区) P72
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(東京都杉並区) ... P74・75
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(東京都品川区) P78
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(愛知県知立市) P84
- ・ 保証契約に関する保証料補助の実施(大阪府四條畷市) P86

Ⅳ.その他の取組

- ・ 親支援講座(ひとり親家庭等支援セミナー)の実施(奈良県) P 8
- ・ 家庭裁判所等への同行支援の実施(岡山県) P10
- ・ 市町村等の対応力向上への支援の実施(岡山県)..... P11
- ・ ADR(裁判外紛争解決手続)の利用(札幌市) P14
- ・ 離婚前講座の実施(神戸市) P32
- ・ 強制執行、調停・審判等費用補助の実施(山口県宇部市) P90



● 母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- ・ 岩手県在住のひとり親の方等を対象として無料の弁護士相談を実施。
- ・ 相談は、会場・日時指定の相談会（指定方式）を年間約30回実施するほか、対象者の希望日程等に応じて随時相談会（随時方式）を実施。

相談を希望する方は、原則、事前予約が必要（当日予約も可能）。

- ・ 養育費・離婚の手続きなど相談内容に応じて、弁護士が助言を行う。
- ・ 相談者からの希望に基づき、母子父子自立支援員も同席する。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方より、相談会毎に指定する予約先へ電話による事前予約

相談

- ・弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、各振興局や市町村役場の相談室等を活用し、無料相談会（指定方式）を実施予定。
- ※ 令和3年4月～12月にかけて、指定方式の相談会を30回実施し、計68名が相談会に参加し、随時方式では16名が相談会に参加した。



- 弁護士による法律相談の実施
- 養育費確保手続き費用補助の実施 等

取組内容

1 弁護士による法律相談の実施

- ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、通常の養育費相談に加え、特別相談（専門相談）として**弁護士による法律相談を実施**。
- ・ 離婚前の養育費等の取り決め、また、離婚後の養育費の請求、強制執行、調停など、自分だけでは解決できない問題について、専門家のアドバイスを受けることができる。
- ・ 相談を希望する方は、同センターへ事前予約が必要。
- ・ 相談料は無料（1時間以内）で基本的に一人2回までとし、3回目以降は相談内容等により対応できる場合あり。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方から、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへ事前予約

相談

- ・弁護士による法律相談（無料）

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和3年度は、35名程度の利用を想定。

取組内容

2 養育費確保手続き費用補助の実施

- ・ 養育費の取り決めの重要性に係る周知・啓発や、相談体制の充実に加え、**養育費確保手続き費用を補助**することにより負担軽減を図り、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長、発達を支援することが目的。
- ・ 養育費の取り決めや確保のための各種手続きを行い、その費用を負担するひとり親等に対し、手続きに要する費用を県が補助する。
- ・ 補助対象者は、秋田県内在住の離婚によるひとり親（もしくは離婚協議中の親）。
- ・ 補助を希望する方は、県あての補助金交付申請書に、必要な書類を添えて申請する。

<補助対象となる手続き費用>

- ①養育費について**公正証書**による債務名義作成に要する公証人手数料（最大3万円）
- ②**養育費（増額）請求調停申立て**に要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ③未払い養育費に係る**強制執行申立て**に要する弁護士費用（最大6万円）
- ④保証会社との**養育費保証契約締結**に要する初回保証料（最大5万円）

※（ ）内は補助上限額。

<申請受付窓口>

- ・ 県担当課（郵送も可能）
 - ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
 - ・ 各福祉事務所
- ※これらの中から、申請者が都合の良い窓口を選択。

<実施状況>

- ・ 令和3年度は、補正予算（6月）成立後、「補助対象となる手続きの完了日が令和3年9月1日～令和4年3月31日となる手続き」について申請受付中。
- ・ 令和4年度も、当初予算承認後、「補助対象となる手続きの完了日が令和4年4月1日～令和5年3月31日となる手続き」について補助を実施する予定。



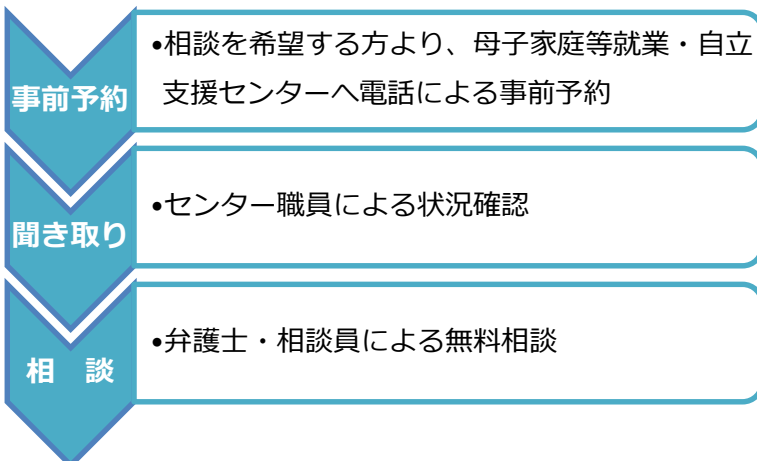
- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

取組内容

1 弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）による無料相談の実施

- ・ 県内在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、**無料の養育費・面会交流等相談を実施**。（弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）に依頼）
- ・ 相談は弁護士は毎月1回、相談員は毎月2回それぞれ実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要だが、空きがあれば当日でも可。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの職員が、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を事前に弁護士または相談員に報告を行ってから、当日の相談を実施。（弁護士は1回30分、相談員は1回1時間、相談内容が異なる場合は複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費等にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度についても、母子家庭等就業・自立支援センターの入る県施設の会議室等を活用し、弁護士は月1～2回、相談員は毎月2回の無料相談会を実施予定
 - ・ 各回6名までの参加を予定
- ※ 令和3年4月～12月にかけて、27回の相談会を実施し、計53名が相談会に参加

2 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

- 奈良県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料のセミナーを実施。（講師は元家庭裁判所調査官に依頼）
- 離婚前後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供。
- 母子家庭等就業・自立支援センターの紹介やひとり親支援制度等の周知を併せて実施することで、その後の相談につなげる仕組みにしている。
- SNSを活用した広報を実施。

<相談実績（見込み）>

- 令和4年度についても、年2回（県北部1回、県中南部1回）実施予定
- ※ 令和3年は、年2回（県北部1回、県中南部1回）実施。計16名が参加

令和3年度

ひとり親になるかもしれない方も参加無料!!

別居・離婚のときに考えておきたいこ

ひとり親家庭等支援セミナー

奈良県の調査では、ひとり親世帯が抱える子どもの悩みは「学習・進学」が半数以上とトップ。親本人が困っていることのトップは「生活費」…このことから子どもの健やかな成長のために生活設計が必須です！奈良県は、子どもの福祉とより豊かな家庭の実現のためにひとり親家庭等支援セミナーを開催します。

- ・養育費や面会交流に関する取り決めはどうしたい？
- ・子どもの気持ち、子どもへの接し方は？
- ・ひとり親家庭にはどんな支援があるの？

今回は、専門家講師としてお招きし、離婚後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるか一緒に考えましょう。セミナーの後半では、県によるひとり親支援制度の紹介もあります。

県北部 第1回

令和3年10月30日(土)
10:00～11:30

奈良労働会館(旧H)7F奈良3階大会議室A
奈良市西木辻町93-6

講師：公益社団法人家庭問題情報センター
大阪ファミリー相談室
●●●●氏（元家庭裁判所調査官）

県中部 第2回

令和3年12月4日(土)
10:00～11:30

奈良県社会福祉総合センター6階中会議室
橿原市大久保町320-11

講師：公益社団法人家庭問題情報センター
大阪ファミリー相談室
●●●●氏（元家庭裁判所調査官）

尚日とも講座内容は同じです。

申込期間	第1回 令和3年10月1日(金)～10月27日(水) 第2回 令和3年10月1日(金)～12月1日(水)
定員	各30名（先着順 定員になり次第締め切り）
参加費	無料
対象	奈良県に在住する離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと離れている親等
申込方法	・電子申請「e古都なら」 ・裏面の申込書を下記までメール、郵送、FAX、持参でも可能です。

「e古都なら」の申込みはこちら
第1回 第2回

※申込日より異なりますのでご注意ください。

お申し込み・お問い合わせ先

奈良県スマイルセンター TEL0742-24-7624/FAX0742-24-7625

〒630-8325奈良県奈良市西木辻町93-6 エルトラピア奈良内 平日・土曜日：9:00～17:00、休業日：日・祝日
http://www.todh.ne.jp/smile-center/ メールアドレス：smile_center@tree.odn.ne.jp

奈良県スマイルセンターは、就業相談から就業支援まで、就業情報の提供などをワンストップサービスで行うために、奈良県、奈良市が実施主体として開設した「母子家庭等就業・自立支援センター」です。

詳細、申込書はウラ面⇒



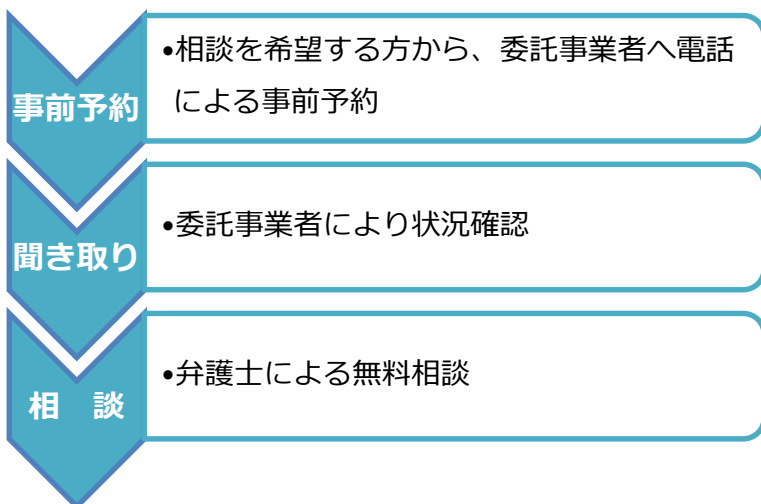
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- ・ 島根県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は島根県弁護士会から派遣）
- ・ 相談は奇数月第4水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。
- ・ 事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 相談内容は養育費のほか離婚、借金、慰謝料、財産分与など法律に関する内容。
- ・ （一財）島根県母子寡婦福祉連合会への事業委託。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 実施予定 年6回（毎年度予定）
- ・ 開催場所 県立施設会議室



- 弁護士による無料相談及び家庭裁判所等への同行支援の実施
- 市町村等の対応力向上への支援の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談及び家庭裁判所等への同行支援の実施

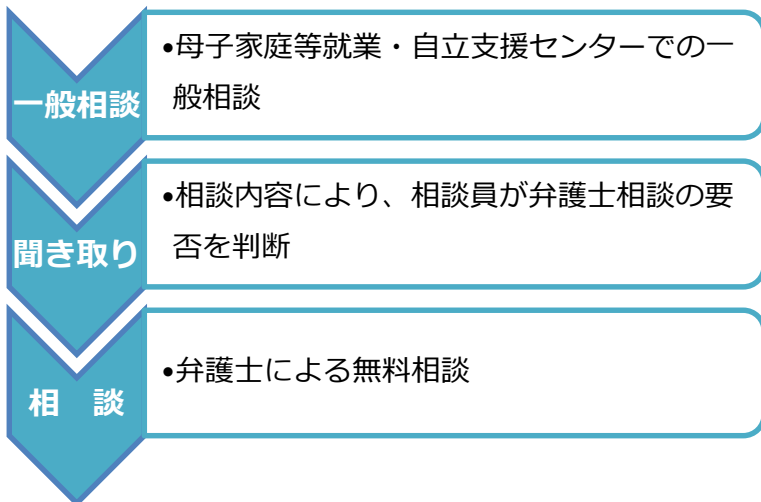
【無料弁護士相談】

- ・ 県が設置する母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：(公財)岡山県愛染会、名称：岡山県ひとり親家庭支援センター）において、養育費等に関する一般相談を受けている。
- ・ このうち、特に専門的な対応が必要だと判断された案件について、無料弁護士相談を実施。

【家庭裁判所等への同行支援】

- ・ ひとり親が家庭裁判所等へ養育費に係る調停等へ赴く際に、県が委託した団体（委託先：(公財)岡山県愛染会）が同行支援を実施。（対象：県内福祉事務未設置町に居住する者）

<弁護士相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

【無料弁護士相談】

H30：3件

R1：3件

R2：7件

【家庭裁判所等への同行支援】

H29～R1：0件

R2：1件

取組内容

2 市町村等の対応力向上への支援の実施

【養育費確保のための対応力向上研修】

- ・ 市町村の母子父子自立支援員や戸籍担当等を対象とした、養育費確保に関する研修会を実施。
- ・ 講師は、養育費等相談支援センターからの派遣講師や弁護士等に依頼。

【市町村における養育費確保に関する連携促進事業（R3年度～）】

- ・ 市町村の福祉部門と戸籍部門が連携し、養育費確保に係る情報提供や相談対応等を行う取組に対し補助を行っている。

補助対象：市町村（政令市・中核市除く）

対象事業：養育費確保に係る情報提供資材の作成や配布、研修会の実施等

補助率：1/2（補助上限額：100千円）

<実績>

【養育費確保のための対応力向上研修】

（研修内容）

R1：養育費確保のための諸制度と法的手続きについて

R2：離婚の際の子の監護に関する事項について ―養育費に関する問題を中心に―

R3：養育費に関する相談対応 ―子の最善の利益を守るために―

【市町村における養育費確保に関する連携促進事業】

R3(見込)：3市



- 公正証書等作成補助
- 保証契約補助

取組内容

1 公正証書等作成補助

ひとり親に対し、養育費に関する取り決めについての公正証書等の債務名義を作成する際に要した本人負担費用等を補助。

<対象者>

県内（同種事業を実施する市町を除く。）に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- ア 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- イ 養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等）を有していること
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- エ 過去に養育費の取決めの対象となる児童に係る公正証書等作成支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等から補助金、給付金等を交付されていないこと

<補助額>

対象経費10/10（上限50千円/人）

<令和3年度実績（令和4年1月末現在）>

- ・ 補助金交付26件（520千円）

取組内容

2 保証契約補助

公正証書等により養育費の取り決めを行っている県内在住のひとり親が保証会社との間で養育費保証契約を締結した場合の本人負担費用等を補助。

<対象者>

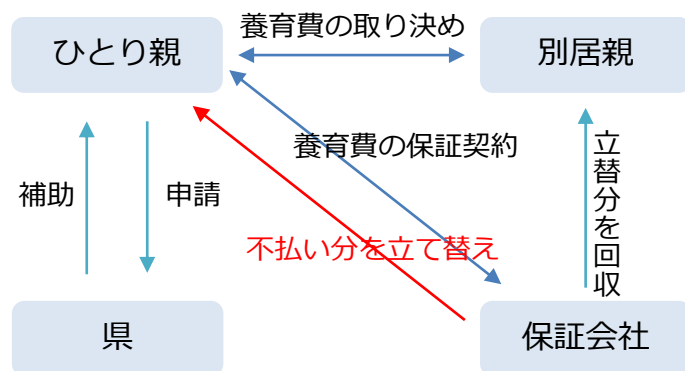
県内（同種事業を実施する市町を除く。）に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- ア 養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等）を有していること
- イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- エ 過去に養育費の取決めの対象となる児童に係る養育費保証支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていないこと

<補助額>

対象経費10/10（上限50千円/人）

<事業イメージ>



<令和3年度実績（令和4年1月末現在）>

- ・ 補助金交付1件（50千円）



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施。

- ADR（裁判外紛争解決手続）の利用
- 公正証書等の作成
- 養育費保証契約の締結

取組内容

1 札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業（ADR・公正証書等作成・養育費保証）

（1）ADR（裁判外紛争解決手続）

- ・ 養育費の取り決めを行うため、弁護士会及び法務大臣の認証を受けた民間事業者が行うADRを利用する場合、第1回目の調停期日までに必要となる費用を補助（上限5万円）。

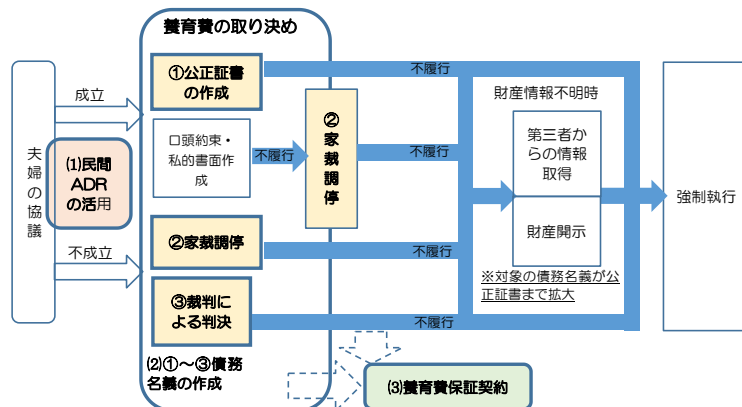
（2）公正証書等の作成

- ・ 公正証書の作成や、家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する費用等、債務名義の作成に必要な費用を補助（上限2万4千円）。

（3）養育費保証契約の締結

- ・ 保証会社との養育費保証契約を締結する際に必要となる費用を補助（上限5万円）。

<養育費確保に向けた流れ>



<令和3年度実績（令和4年1月末現在）>

- 令和3年7月事業開始
- 申請件数
 - ・ 公正証書等の作成 55件
 - ・ 養育費保証契約の締結 4件



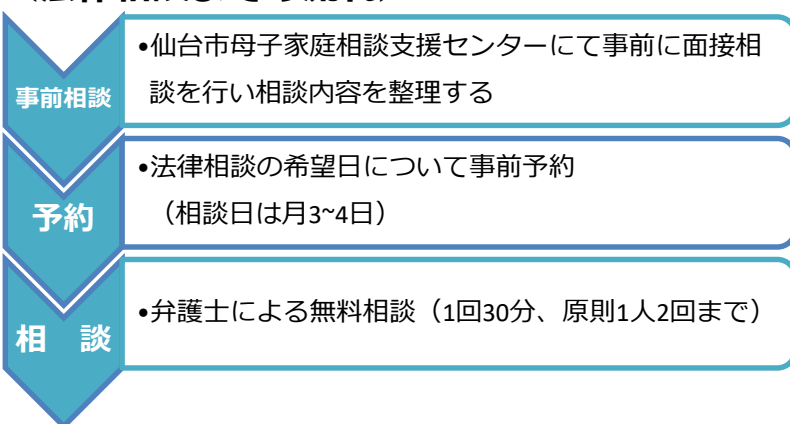
- 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

- ・ 仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、**養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター**（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人 せんだい男女共同参画財団））**にて実施**。
- ・ **養育費等専門相談**：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・ **同行支援**：一人で関係各所へ手続きに行くことに不安がある方に、女性の同行支援員が付きそう。
- ・ **法律相談**：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回まで、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応。
- ・ **セミナー**：養育費や調停手続きに関するセミナーを実施。

<法律相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

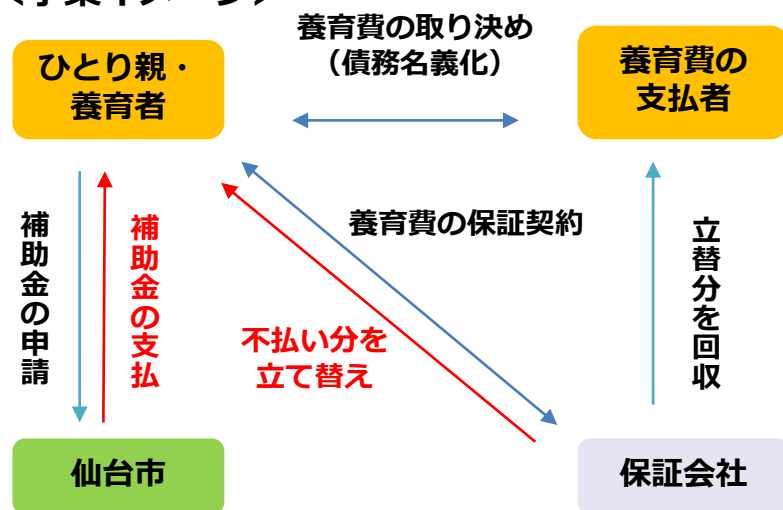
- ・ 養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・ 養育費等専門相談（含む法律相談）は令和3年度1月末時点で145回実施、のべ145人が利用。
- ・ セミナーは令和3年度に1回実施。

取組内容

2 保証契約保証料補助の実施

- 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助（上限5万円）することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
- ※ 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- 対象者・・・・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、当市指定の要件を満たす方

<事業イメージ>



<補助までの流れ>

- 1.申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
- 2.保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
- 3.市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
- 4.保証会社と契約後、市に実績報告
- 5.仙台市から申請者に補助金を支払

<利用実績>

- ・令和3年度2月時点で1名利用



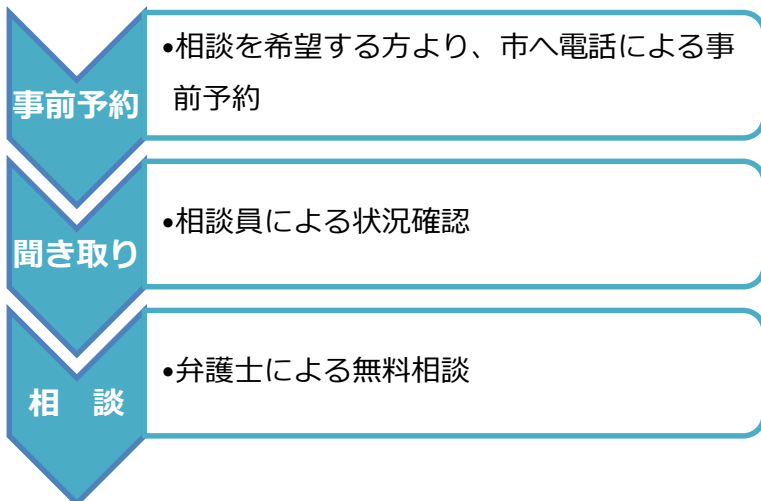
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等の作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ さいたま市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は、弁護士会と協定により派遣いただいている）
- ・ 相談は毎月2回、平日とその月の最終日曜日に実施。相談を希望する方は、2日前までに電話による事前予約が必要。また、8月には区役所において集中相談実施。当日相談も可。いずれも先着順。
- ・ さいたま市ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談員にて、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談会を実施予定
 - ・ 各回4名程度の参加を予定
- ※ 令和3年4月～令和4年1月にかけて、毎月2回の相談及び8月に集中相談を実施し、計28件が相談に参加

取組内容

2 公正証書等の作成補助の実施

- ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取決めのため公正証書等を作成する際にかかる公証人手数料等の本人負担費用を補助する。
令和3年6月から実施。

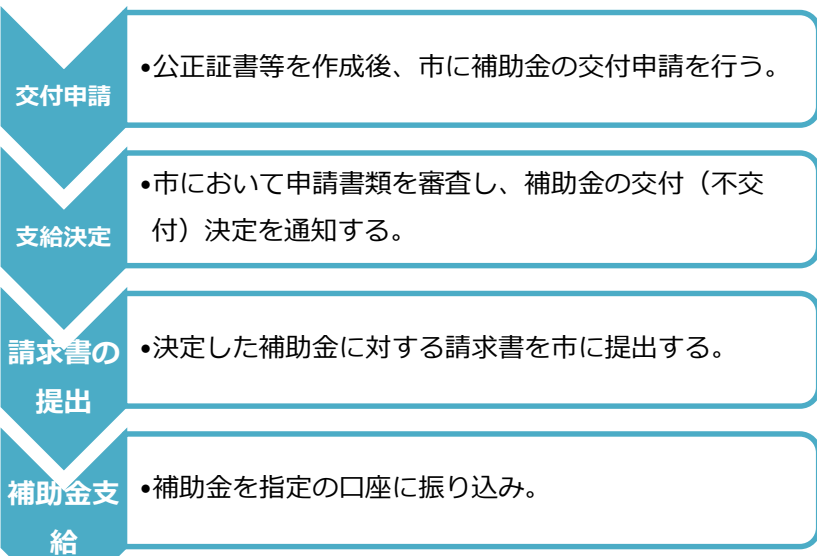
対象要件：公正証書等を作成した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、
取決めに係る経費を負担したこと等の要件を満たす者。

1人1回限り。対象の児童は20歳未満。

補助額：対象経費の全額（上限4万3千円）

申請期限：公正証書等作成した日の翌日から6か月

<補助までの流れ>

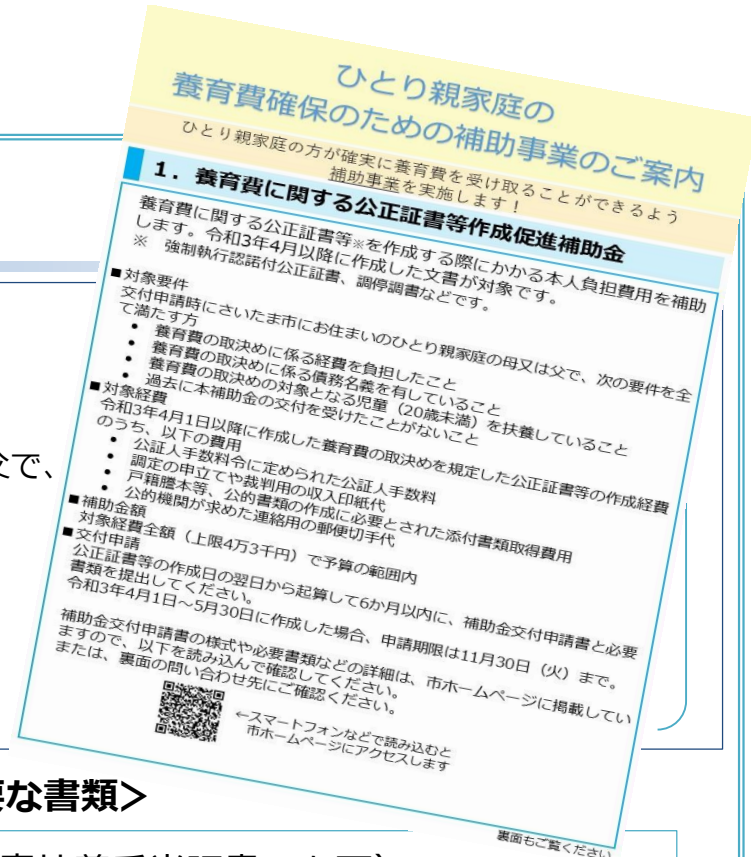


<申込みに必要な書類>

- 住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本（児童扶養手当証書でも可）
- 補助対象経費の領収書
- 養育費の取決めに交わした文書
- 銀行口座の通帳

<利用実績（見込み）>

- 令和3年度1月時点で15名に交付決定している。



取組内容

3 保証契約補助の実施

- ひとり親家庭の母又は父が保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用（保証料）を補助する。令和3年6月から実施。
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象要件：保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、児童扶養手当受給者（同様の所得水準）等の要件を満たす者。1人1回限り。対象の児童は20歳未満。

補助額：保証料として本人が負担する費用と月額養育費と5万円を比較して少ない額を選定

申請期限：養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月

2. 養育費の保証促進補助金

保証会社と養育費保証契約※を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。令和3年4月以降に締結した保証契約が対象です。
※養育費保証契約とは、養育費の支払義務者が受取権利者に支払うべき養育費を、保証会社が受取権利者に対して保証する契約のことです。

- 対象要件
交付申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件全てを満たす方
 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること
 ・養育費保証契約に係る経費を負担したこと
 ・養育費の取決め対象となる児童（20歳未満）を扶養していること
 ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと
- 対象経費
令和3年4月1日以降に養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用
- 補助金額
対象経費と月額養育費と5万円のうち少ない額を選定し、予算の範囲内
- 交付申請
養育費保証契約締結日の翌日から起算して6か月以内に、補助金交付申請書と必要書類を提出してください。申請期限は11月30日（火）まで。
令和3年4月1日～5月30日に締結した場合、申請期限は11月30日（火）まで。
補助金交付申請書の様式や必要書類などの詳細は、市ホームページに掲載していますので、以下を読み込み確認してください。
または、問い合わせ先にご確認ください。



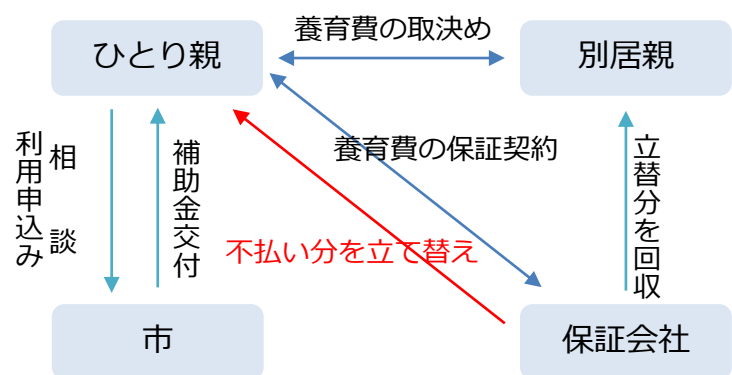
←スマートフォンなどで読み込むと市ホームページにアクセスします

3. 養育費に関するその他の支援

ひとり親家庭のための法律相談
離婚前後の問題について、弁護士による無料の法律相談を実施しています。予約が必要です。詳細はお問い合わせください。
■実施日 毎月第3月曜日（その日が祝日の場合は翌開庁日）、最終日曜日

【問い合わせ先】
1と2について：さいたま市子育て支援政策課 TEL 048-829-1270
3について：ひとり親家庭就業・自立支援センター TEL 048-829-1948
FAX 048-829-1960（いずれも同じです）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本（児童扶養手当証書でも可）
- ・前年の所得証明（児童扶養手当証書でも可）
- ・補助対象経費の額が確認できる領収書
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・銀行口座の通帳

<利用実績（見込み）>

- ・令和3年度1月時点で1名交付決定している。



- 公正証書等の作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成費用補助の実施

- ・ 公正証書の作成手数料、離婚の際の調停申立や訴訟に必要な収入印紙、戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費等を補助する。

対象者 : 市内在住のひとり親（交付申請時）で、次の要件のすべてを満たす方

- ①養育費の取り決めに係る「債務名義」がある。
- ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしている者
- ③養育費の取り決めに係る経費を負担した者（令和3年4月1日以降）
- ④過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない者または交付される予定のない者

補助対象 : ①養育費の支払いに関する公正証書の作成や調停の申立て又は訴訟に要する手数料
 ②戸籍謄本等の書類取得に係る費用
 ③公正証書の作成や調停に要した費用
 上記費用の合計額の本人負担分について、補助。

補助上限 : 3万円

<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取決めをした文書（債務名義化した文書で公正証書や調停調書など）の写し
- ・ 領収書の写し

<利用実績>

- ・ 令和3年7月1日申請受付開始
- ・ 交付決定件数17件
（令和4年1月末時点）

取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施

- 保証会社が養育費を立て替えた上で、相手側に債権回収をする、民間保証会社による養育費保証契約を結んだ場合の費用の一部を補助する。

対象者 : **市内在住のひとり親（交付申請時）で、次の要件のすべてを満たす方**

- ①養育費の取り決めに係る「債務名義」がある。
- ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしている者
- ③養育費の取り決めに係る経費を負担した者（令和3年4月1日以降）
- ④過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない者または交付される予定のない者
- ⑤**児童扶養手当受給者又は児童扶養手当受給水準にある者**

補助対象：保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払った保証料。

補助上限：5万円

<申込みに必要な書類>

- ・申請書
- ・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取決めをした文書（債務名義化した文書で公正証書や調停調書など）の写し
- ・領収書の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）の写し

<利用実績>

- ・令和3年7月1日申請受付開始
- ・交付決定件数2件
（令和4年1月末時点）



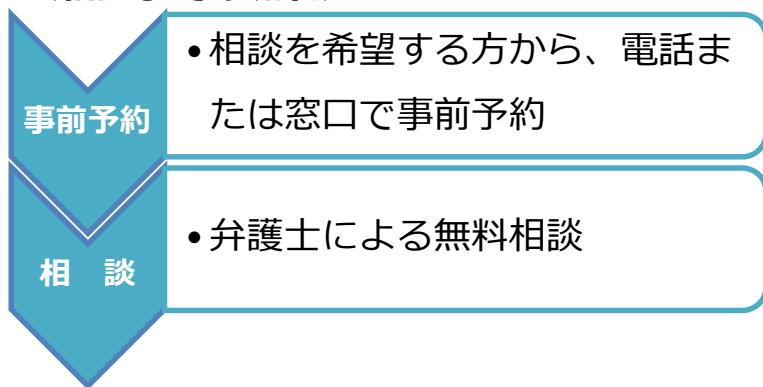
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助、
- 保証契約促進補助の実施

取組内容

1 養育費等法律相談事業の実施

- ・ 相模原市在住・在勤・在学の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、**無料の弁護士相談を実施。**
- ・ 相談場所：各区の相談室等（3箇所）
- ・ 相談日：毎月第3火・水・木曜日（定員は各日3人まで）（年間最大108件の相談を受付可）
- ・ 相談時間：1回40分
- ・ 委託先：神奈川県弁護士会

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和2年度までは各日定員2名で実施し、相談実績は71件
- ・ 内、養育費に関する相談は57件
- ・ 離婚前の相談は約8割以上
- ・ 令和3年4月～令和4年1月にかけては、75件の相談を実施

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施

養育費の取決めに係る公正証書等の債務名義作成に係る手数料等を市が補助する。

補助対象経費：公証人手数料（養育費に関する部分のみ）

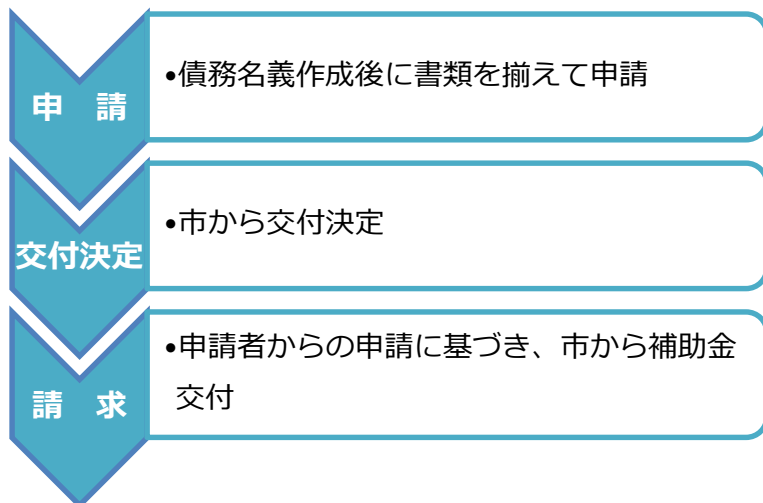
調停申立てや訴訟に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）

家庭裁判所や公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用

家庭裁判所や公証役場に提出する郵便切手代

補 助 額 ： （補助対象経費の全額（上限5万円））

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書等
- ・養育費の取決めに交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・補助対象経費の領収書等

<利用実績（見込み）>

- ・令和3年度1月末時点で11名が利用

取組内容

3 保証契約補助の実施

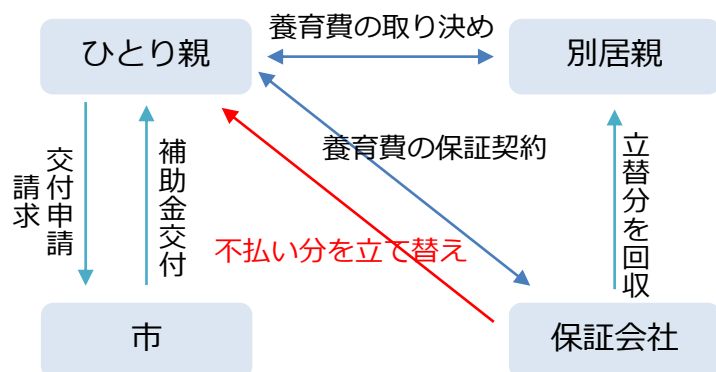
- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が、民間の保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を市が補助する。

対象者 : 養育費保証契約を保証会社と締結した者

補助対象経費 : 保証契約締結時の本人負担費用

補助額 : 補助対象経費の全額（上限 5 万円）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・ 養育費保証契約の契約書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書

<利用実績>

- ・ 令和 3 年度事業開始
- ・ 令和 4 年 1 月末時点で利用なし



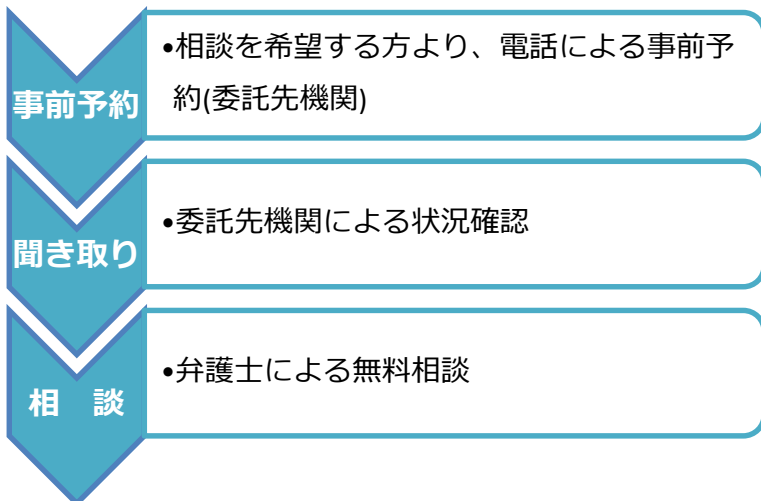
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 浜松市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)において実施）
- ・ 相談は奇数月に1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ **養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。（母子家庭等就業・自立支援センター業務(委託)の委託先にて予約を受付するため、総合的に対応している）

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度も奇数月に1回、実施予定
- ・ 各回14名程度の参加を予定

※令和3年度は、4回の相談会を実施し、延べ61名が相談会に参加（令和3年12月末時点）

※母子家庭等就業・自立支援センター業務は静岡県・静岡市と共同運営しているため、当市を含む静岡県西部の住民の利用者数を含む。

取組内容

2 養育費取決め・確保の支援(補助)の実施 令和3年度～

養育費の取決め、未払い解消に向けて、2つの支援金制度を実施(令和3年8月から施行)

＜取決め支援：浜松市養育費取決め支援金＞

・養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に要する費用の一部を助成する。

①公正証書による養育費の取決めに関する公正証書手数料への支援【限度額43,000円】

②家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代【限度額76,000円】

(申請期限)養育費の取決め確定日の属する月の翌月から6ヶ月以内

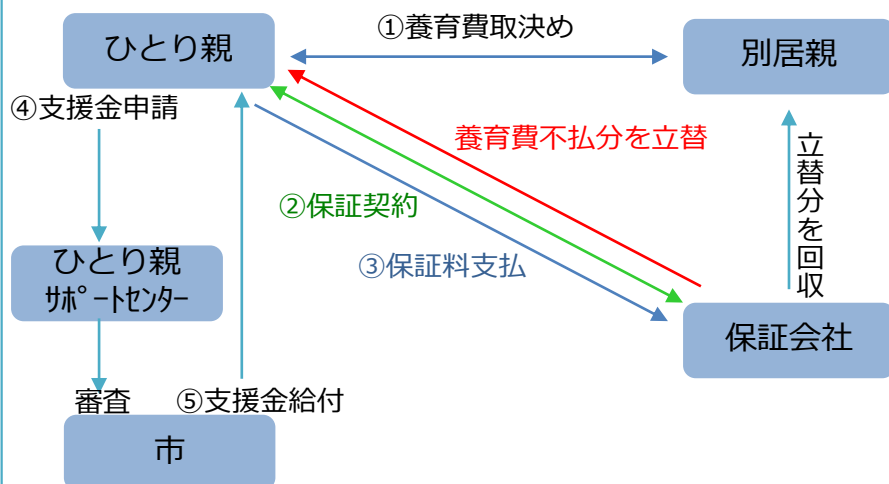
＜確保支援：浜松市養育費確保支援金＞

・養育費の取決め※をしたが、未払いとなっているひとり親家庭の親が、養育費の立替サービスを提供する保証会社等による養育費保証サービスを利用した際の保証料等について助成する。【限度額50,000円】

※公正証書(強制執行認諾約款あり)、調停調書、審判書、判決書、和解調書

(申請期限)養育費立替サービス提供をする保証会社等との養育費保証契約締結日の属する月の翌月末まで

＜浜松市養育費確保支援金のイメージ＞



＜利用実績（見込み）＞

- ・令和3年度の実績（12月末時点）
- ・取決め支援 28件
- ・確保支援 0件



- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

取組内容

1 弁護士・相談員による無料相談の実施

- ・ 名古屋市在住のひとり親家庭の方、離婚前の方を対象として**無料の弁護士相談・養育費相談を実施。**
(愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施)
- ・ 弁護士相談：電話にて予約し、1回30分程度で相談を実施
養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象（委託契約）
- ・ 養育費相談：月～金曜日の10時～16時の間で相談員による電話での養育費相談を実施
必要に応じて、司法書士等による面接相談、書類作成支援等を実施
面接相談は火曜日の13：30、14：30のみで、予約制

<相談実績（見込み）>

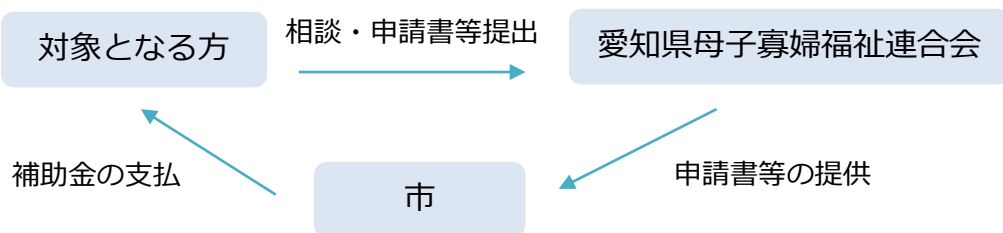
- ・ 令和4年度も、同様の内容で実施予定
- ・ 令和3年度1月末時点実績
弁護士相談 35人
養育費相談 電話相談 368人、面接相談 88人、書類作成支援 13件

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成費等補助事業（令和3年7月事業開始）

- 「公正証書」など養育費に関する債務名義を有する証書を作成した際、作成にかかった費用（公証人手数料、家庭裁判所の申し立てにかかる収入印紙代等）を市が補助するもの。
- 弁護士相談・養育費相談と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- 補助の対象となる方：以下の①～⑤の要件をすべて満たす方
 - ①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
 - ②養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
 - ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 - ④養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - ⑤過去に同一の取り決めをした文書について、本補助金を受給していない方
- 補助金額：上限5万円
- 申請期限：①～⑤の要件を満たした日の翌日から6カ月以内

<事業イメージ>



<利用実績（見込み）>

- 令和4年度も同様の内容で実施予定
- 令和3年度1月末時点で25件の実績



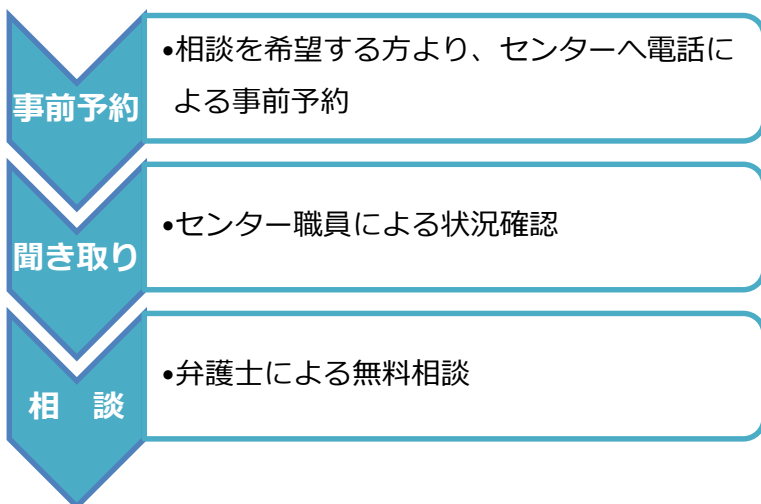
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等の作成補助、
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 堺市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）に配置）
- ・ 相談は毎月3回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ センター職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回1時間程度、2回まで受けることが可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績等>

- ・ 令和4年度についても、継続して実施予定
- ・ 毎月3日間、各日2名まで相談が可能
- ・ 令和3年度実績 49名（相談枠66）
（R4.2.28時点）

取組内容

2 公正証書等債務名義を有する証書の作成補助の実施

- ・ 養育費の請求について債務名義を有する証書等（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書）により養育費の取り決めを行っているひとり親を対象として、**その作成費用の一部を市が負担**する。

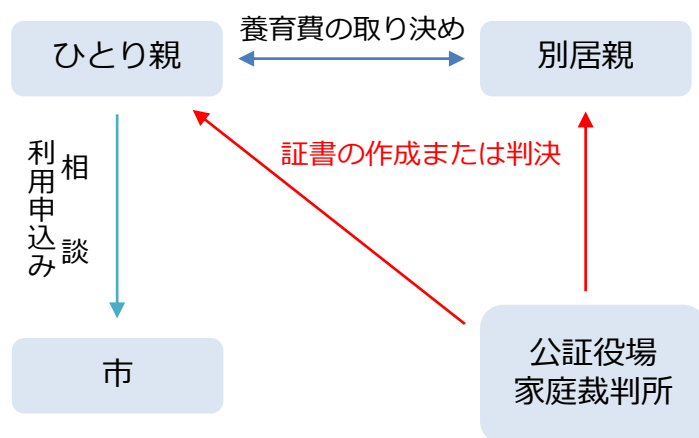
対象者 : **児童扶養手当所得水準のひとり親**

給付額 : 対象経費に相当する額（上限 5 万円）

対象経費 : ① 養育費に関する取決めに要した費用及びその収入印紙代
② 家庭裁判所に係る訴えの提起、調停の申立て等に要する収入印紙の購入に係る費用
③ 申請時に必要な戸籍、課税証明書の取得費用

申請期限 : 作成した年度中または次年度の 4 月末営業日まで

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 銀行口座の通帳やキャッシュカード
- ・ 作成した証書及び領収書
- ・ 戸籍（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 課税証明書（ 〃 ）

<支給実績>

- ・ 令和 2 年度 1 4 件
- ・ 令和 3 年度 3 3 件（R4.2.28時点）

取組内容

3 保証契約補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者で、民間の養育費保証会社と契約したひとり親を対象として、**その保証料の一部を市が負担**する。

対象者 : **児童扶養手当所得水準のひとり親**

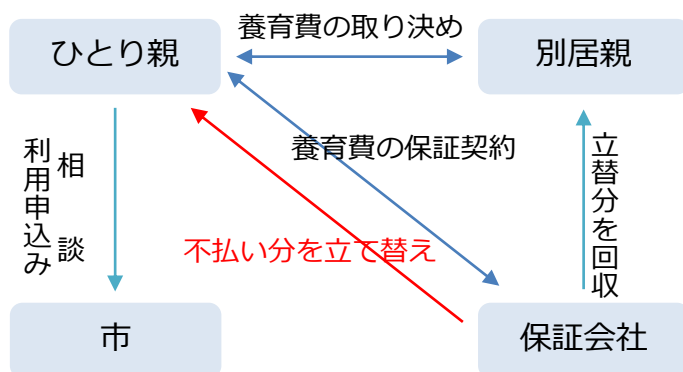
給付額 : 契約に係る保証料（上限は、ひと月の養育費の額または5万円）

対象経費 : ① 保証料として対象者が負担する費用

② 申請時に必要な戸籍、課税証明書の取得費用

申請期限 : 作成した年度中または次年度の4月末営業日まで

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 銀行口座の通帳やキャッシュカード
- ・ 養育費の取り決めを行った証書
- ・ 契約内容の分かるもの及び領収書
- ・ 戸籍（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 課税証明書（ 〃 ）

<支給実績>

- ・ 令和2年度 0件
- ・ 令和3年度 0件（R4.2.28時点）



- 離婚前講座、無料の専門相談、公正証書等作成費補助、保証会社の利用費補助の実施など相談から債務名義化による継続した履行確保の促進を総合的に支援
- 離婚届を取りに来られた方全員に、市民課で養育費確保のためのチラシを配布し、制度周知

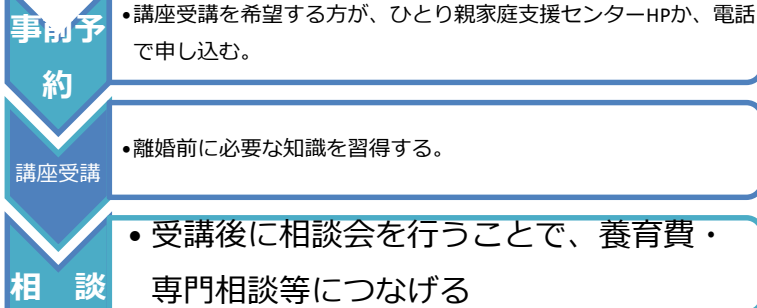


取組内容

1 離婚前講座の実施

- ・ 離婚前講座を年に2回開催。
- ・ 離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の講座を実施**
- ・ 2回の内、1回は養育費・面会交流等専門相談の相談員に講師を依頼し、その後の相談に繋げる仕組みにしている。

<講座受講から相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 年間2回実施予定。
 - ・ 令和3年度は、新型コロナの感染拡大防止の観点から、講座の参加方法について、**「会場」と「オンライン参加」を選択**できるようにした。
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や、養育費・面会交流等専門相談をご案内している。

取組内容

2 弁護士による法律相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
(ひとり親家庭支援センターとの委託契約)
- ・相談はひとり親家庭支援センターにおいて、毎週実施。
- ・1回35分、複数回受けることも可能。
- ・離婚全般に関する法律相談に対応。
公正証書等作成費補助や、保証会社の利用費補助等の
他の養育費確保のための支援施策を情報提供することで債務名義化と継続した履行確保の促進を図っている。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方が、ひとり親家庭支援センターHPか電話で事前予約

聞き取り

- ・ひとり親家庭支援センターによる状況確認

相談

- ・弁護士による無料相談 (相談方法は、面談、電話、オンラインから選択)

女性弁護士による法律相談

慰謝料、遺産相続、金銭貸借など、法律に関わる全般的な相談を女性弁護士が行います。
事前予約制。相談時間は、1回35分です。



ひとり親家庭支援センター

開催日：月5回
時 間：月曜日 10:00～13:00
火曜日 17:30～20:30
金曜日 13:00～16:00

オンライン
相談も
できます

<相談実績（見込み）>

【令和3年度の拡充内容】

- ①実施日の追加
 - ・月4回→月5回に拡充
 - ②実施していない夜間等の時間帯に相談時間を拡大
 - ・月曜の午前を追加
 - ・金曜の時間を変更（16:00～19:00→17:30～20:30）
 - ③希望者にはオンライン相談を実施
- ・令和3年度12月末時点で相談件数178件
うち、オンライン相談は15件

取組内容

3 養育費・面会交流等専門相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の養育費・面会交流等専門相談を実施**。
- ・相談はひとり親家庭支援センターと区（東灘区、北区、垂水区）で、それぞれ毎月1回実施。
- ・1回50分、複数回受けることも可能。
- ・離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を行う。
必要に応じて、他の養育費確保のための支援施策を情報提供。
- ・明確な法律相談の意思がない場合は、まずは養育費・面会交流等専門相談につなぐこととしている。相談の窓口となる関係者（就業相談員や母子父子自立支援員等）とも情報共有している。

<相談までの流れ>

事前予
約

- ・相談を希望する方が、ひとり親家庭支援センターHPもしくは電話で事前予約

聞き取
り

- ・ひとり親家庭支援センターによる状況確認

相 談

- ・専門相談員による無料相談（相談方法は、**面談、電話、オンラインから選択**）

<相談実績（見込み）>

【令和3年度の拡充内容】

- ・希望者には**オンライン相談**を実施
- ・令和3年度12月末時点相談件数82件
うち、オンライン相談は4件

養育費・面会交流等専門相談

離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を、専門相談員が、下記4か所で行います。

事前予約制。相談時間は、1回50分です。

ひとり親家庭支援センター

開催日：毎月2回
時 間：第2水曜日 13:00～16:00
第4金曜日 10:00～13:00

オンライン
相談も
できます

東灘区役所（こども家庭支援課）

開催日：毎月1回 第3水曜日
時 間：13:00～16:00

北区役所（こども家庭支援課）

開催日：毎月1回 第3水曜日
時 間：13:00～16:00

垂水区役所（こども家庭支援課）

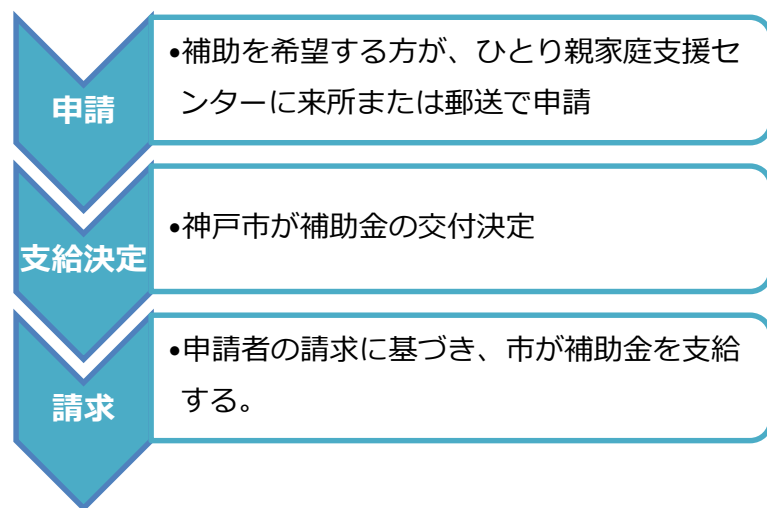
開催日：毎月1回 第2火曜日
時 間：13:00～16:00

取組内容

4 養育費に関する公正証書等作成費補助の実施

- ・ 養育費に関して公正証書等の作成にかかった経費を補助。令和2年4月から実施。
- ・ **1人1回限り。上限5万円**
- ・ 対象の子どもは、20歳未満。
- ・ 公証役場には事前に連絡を行い、養育費にかかる経費が分かるように領収書の作成依頼を行った。
- ・ まずは、債務名義化の促進が非常に重要であると考えたため、**所得制限は設定していない。**

<補助の流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年12月末時点で44名が利用（慰謝料や年金分割等の項目も含めて公正証書を作成している方がほとんどである）

取組内容

5 養育費に関する保証会社の利用費補助の実施

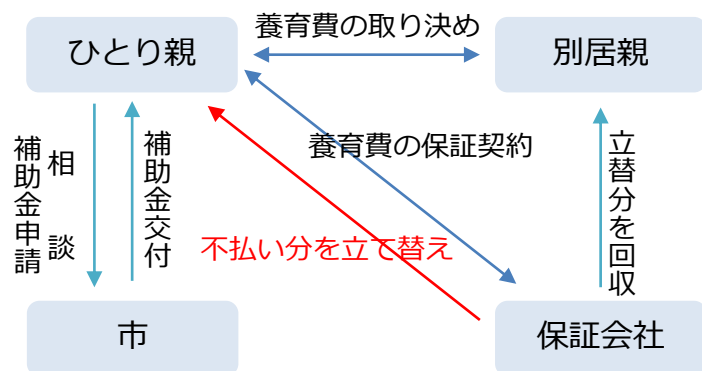
- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、その者が保証会社と契約した際にかかった契約料（保証料）を補助。令和2年4月から実施。
- ・ 1回限り。子どもは20歳未満。
- ・ まずは継続した履行確保を促進するため、**所得制限は設定していない。**
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

保証期間 : 契約締結日から1年間以上

年間保証料 : 月額養育費と5万円と比較して少ない方の額

保証内容 : 受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う（最大12か月分）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度12月末時点で8名が利用



- 公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施
- 養育費アドバイザーの設置ほか

取組内容

1 公正証書等作成支援事業の実施

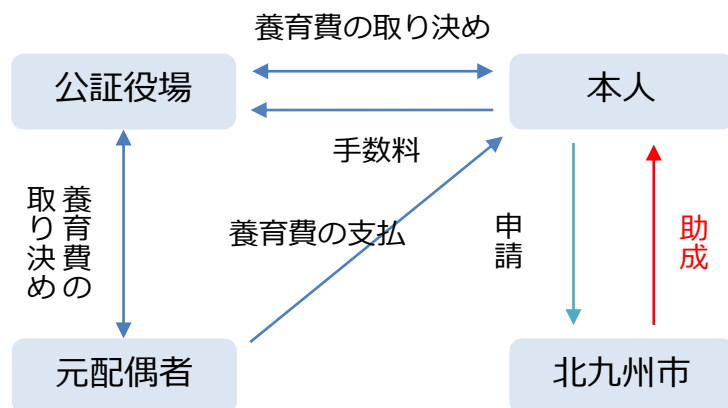
- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用等を助成する。

<対象者>

公正証書等を作成した北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担したこと。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・過去に養育費に関する公正証書等作成支援事業の支給を受けていないこと。

<利用の流れ>



<補助額>

対象経費の全額 (上限5万円)

<利用実績>

令和2年度（令和3年1月～3月）
 相談件数： 32件
 申請件数： 3件
 令和3年度（令和3年12月末時点）
 相談件数： 125件
 申請件数： 35件

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施

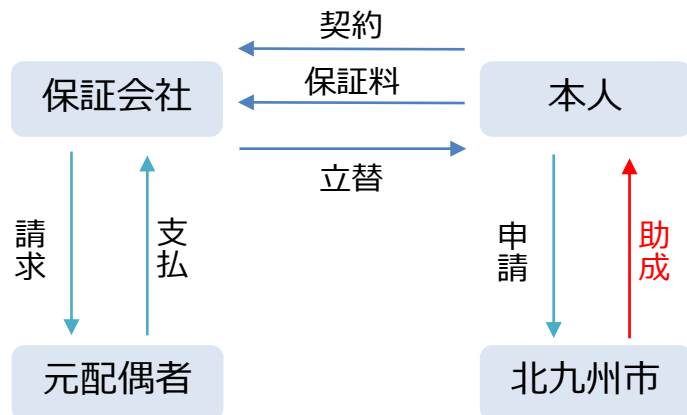
- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を助成する。

<対象者>

養育費保証契約を締結した北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去に養育費保証支援事業の支給を受けていないこと。

<事業イメージ>



<補助額>

対象経費の全額 （上限5万円）

<利用実績>

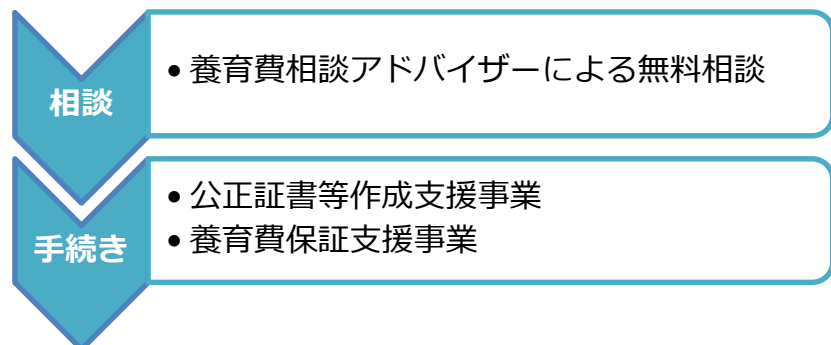
令和2年度（令和3年1月～3月）
 相談件数： 6件
 申請件数： 0件
 令和3年度（令和3年12月末時点）
 相談件数： 16件
 申請件数： 2件

取組内容

3 養育費相談アドバイザーの設置ほか

- ・北九州市立母子・父子福祉センターに養育費相談アドバイザーを1名設置し、公正証書作成に至るまでのサポート等、養育費全般についての相談を**無料で実施**。
- ・アドバイザーは相談の他に申請の受付や審査、支払い等の養育費に関連した業務を行う。

<利用の流れ>



<相談実績>

- ・令和2年度（令和3年1月～3月）
相談件数：53件
相談内容：公正証書等作成支援・・・32件
養育費保支援・・・・・・・・6件
その他・・・・・・・・17件
- ・令和3年度（令和3年12月末時点）
相談件数：165件
相談内容：公正証書等作成支援・・・125件
養育費保障支援・・・・16件
その他・・・・・・・・32件

<その他取組み>

- ①弁護士による無料法律相談の実施
（北九州市立母子・父子福祉センターから派遣）
毎月2回
日中（14：00～16：00）
夜間（18：00～20：00）
- ②取組みの周知
 - ・市政だより、市ホームページ・SNS、YouTube動画（約4分）、WEB広告への掲載
 - ・区役所戸籍窓口にて離婚に関する相談があった際に、リーフレット等を配布・案内
 - ・リーフレットを公証役場や家庭裁判所に設置し、公正証書や調停調書を作成した方に対し、事業の案内を依頼



- 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施
- 公正証書等の作成費用，養育費保証契約費用の一部補助の実施

取組内容

1 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施

- ・ 柏市在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
(千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士に依頼。)
- ・ 相談は毎月1回程度。1日最大4件の相談を受付。
相談を希望する方は、前日までに電話・来課による事前予約が必要。(先着順)
- ・ 1件45分の相談，原則1回のみ。
- ・ 市役所内の相談室にて，原則対面での相談を行う。
- ・ 事後，記入していただいたアンケートを踏まえ、

養育費にかかわらず、有効な支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>

予 約

- ・ 相談を希望する方より、市へ電話・窓口での事前予約

決 定

- ・ 相談者の決定

相 談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・ 令和3年4月～令和4年1月にかけて、11回の相談を実施し、計36名が参加
- ・ 令和4年度も同様，毎月1回程度を実施予定

養育費，離婚，親権，面会交流，慰謝料，財産分与などで悩んでいませんか？

ひとりで悩まず弁護士にご相談ください！

令和3年度

養育費等についての 無料法律相談

日時

毎月第3木曜日及び8/21(土)

奇数月13時～16時 偶数月9時～12時

※7月15日と3月17日のみ、9時～12時に参りますのでご注意ください。

4月15日	5月13日	6月17日	7月15日(※)	8月12日
8月21日	9月16日	10月14日	11月18日	12月16日
1月13日	2月17日	3月17日(※)		

場所

柏市役所別館3階
こども福祉課
相談室

対象

- ・ 市内在住の方で
- ・ 今後離婚をお考えの方
または既に離婚している方

1日につき
4名まで

おひとり
45分

柏市こども部こども福祉課（本庁舎別館3階）

予約
受付

04-7167-1595

事前予約制
(先着順)

電話または来課でお問い合わせください

取組内容

2 公正証書等の作成費用，養育費保証契約費用の一部補助の実施

＜①公正証書・調停調書作成費用の補助＞

- ・ 養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し，継続した履行確保を図るため，**公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代，連絡用の切手代等の一部**を補助する。
- ・ 補助額は上限17,000円

＜②養育費保証契約費用の補助＞

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる**初回保証料**を補助する。
- ・ 補助額は上限50,000円

＜対象者（①，②共通）＞

- ・ 申請日において柏市に居住し，住民基本台帳に記録をされ，かつ，次に掲げる要件をすべて満たすかた
 - 1 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた
 - 2 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた
 - 3 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
 - 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
 - 5 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた

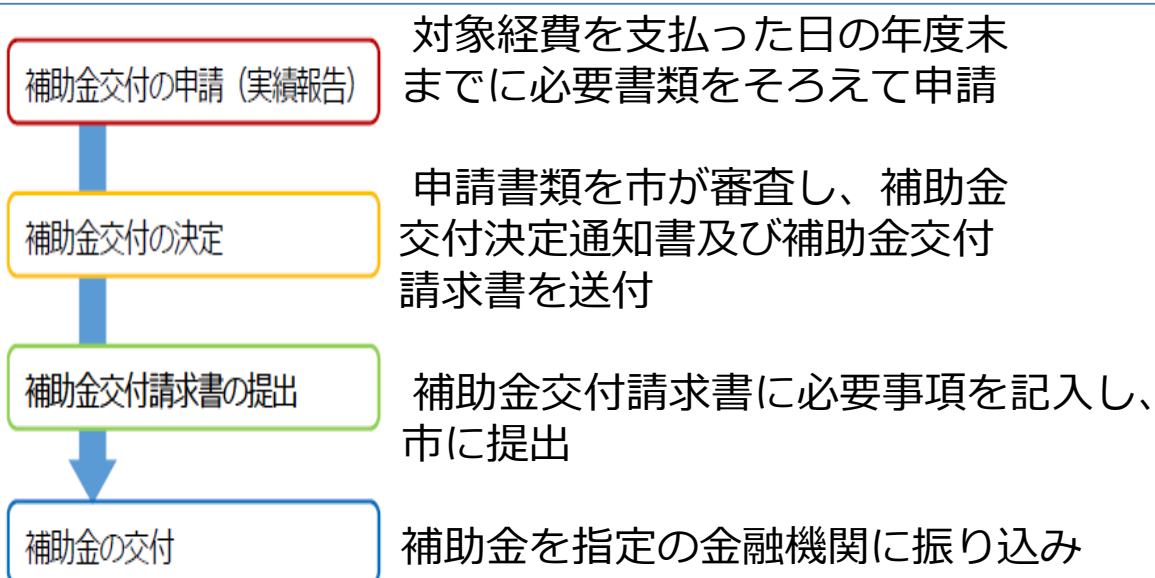
＜申込みに必要な書類（①，②共通）＞

- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - ・ 世帯全員の住民票の写し
 - ・ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
 - ・ 対象経費の領収書等
 - ・ 養育費の取り決めが確認できる債務名義
 - ・ 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費保証契約書（②のみ）
 - ・ 個人情報取り扱いに係る同意書
 - ・ その他，市長が必要と認めたもの
- ※公簿等によって確認できる場合は添付書類を省略できる

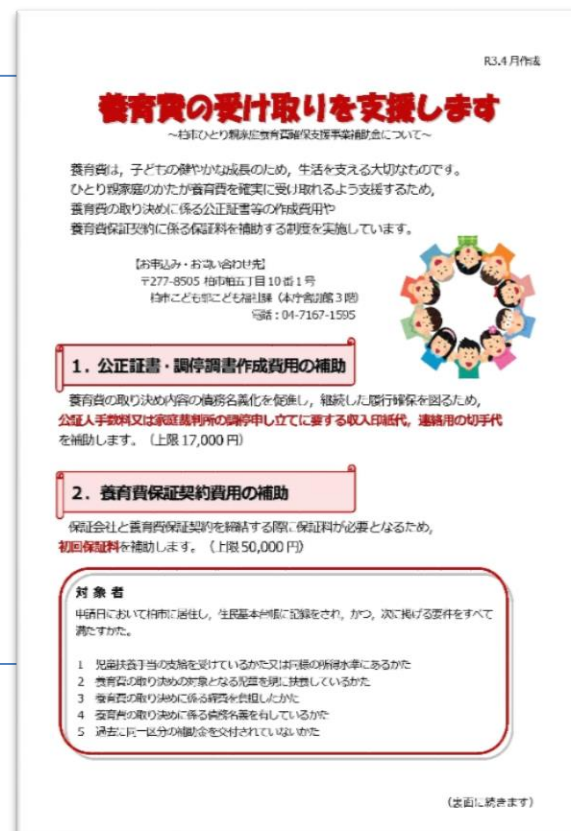
取組内容

2 公正証書等の作成費用、養育費保証契約費用の一部補助の実施

<手続きの流れ（①，②共通）>



<事業イメージ>



<利用実績>

- ①公正証書・調停調書作成費用補助
令和4年1月時点で6名が利用
- ②養育費保証契約費用の補助
令和4年1月時点で利用実績なし



- 国際離婚にも対応した弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成及び保証契約に対する補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 委託した市内の弁護士による**無料相談を実施**。
- ・ 相談は年16回実施（8月のみ児扶現況届に併せて2回）。うち7回は土曜日、1回は日曜日に実施。
- ・ うち4回は米軍基地を有する横須賀の特性に対応するため、**国際離婚について、英語での相談もできる**弁護士による相談を実施。
- ・ 広報誌や市HPやパンフレットで周知。相談希望者は、実施月の1日から開始する受付に、電話か窓口で予約することが必要（先着順）。
- ・ 予約者に対し、市の母子父子自立支援員が、事前に状況の聞き取りを行い、結果を踏まえて弁護士による無料相談を実施。
- ・ 事前の聞き取りや弁護士相談での結果を踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談実績>

- ・ 令和3年度については、市の会議室を利用して無料相談を実施。尚、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言発令期間およびまん延防止等重点措置実施期間は電話による相談を実施。
 - ・ 1回の相談について、一般の相談は5名定員で45分、国政離婚の相談は4名定員で60分。
- ※ 令和3年4月～12月にかけて、12回の相談を実施し、計55名が利用

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施

養育費について、公正証書（強制執行認諾付きのものに限る）や調停など公的書類で取り決めた者を対象として、作成に要した費用のうち、**ひとり親家庭の親が負担した分を市が補助**する。

- 補助対象費用：
- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費についての分のみ対象）
 - ・調停や裁判にかかる印紙代
 - ・戸籍謄本等添付書類の取得費用
 - ・公的機関が求める連絡用の郵便切手代

補助上限額・所得制限：なし

<申込みに必要な書類>

- ・印鑑
- ・銀行口座の通帳
- ・公的書類作成に要した額を証する領収書等
- ・作成した公的書類
- ・ひとり親であることを証する書類（児童扶養手当証書など）

<利用実績>

- ・令和3年度12月末時点で29名が利用

<現在の課題>

- ・本事業の目的である「子どもの健やかな成長のために**養育費を支払うこと、受け取ることは『親の義務』である**」ことについて広く周知すべきであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況下では、難しい。

取組内容

3 保証契約補助の実施

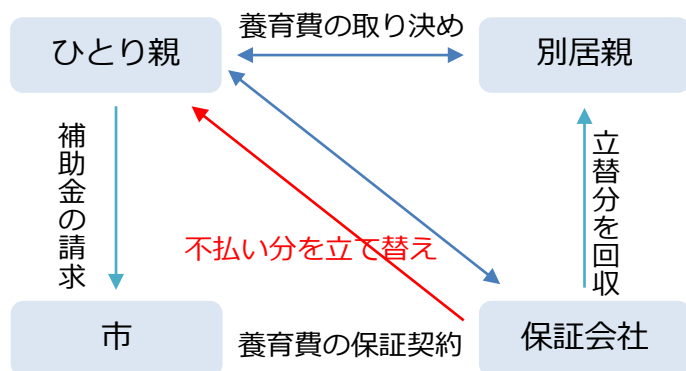
- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が保証会社と養育費保証契約を締結し、その初回保証料を市が補助する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

補助対象 : 契約期間が1年以上の保証契約の初回保証料相当額（上限 5 万円）

保証内容 : 受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う

所得制限 : あり（児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 保証料の支払い額を証するもの
- ・ 作成した公的書類
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 児童扶養手当受給者と同様の所得水準のひとり親であることを証する書類（児童扶養手当証書など）

<利用実績>

- ・ 令和3年度12月末時点で 1 名が利用

<現在の課題>

- ・ 養育費の保証を対象としたサービスが多くなり、補助申請に必要な書類の確認が難しくなりつつある。
- ・ 日弁連も注意喚起しているように、法的に適正か疑わしいサービスがあり、補助対象に線引きすべきか、線引きするならその方法に苦慮している。



● 養育費の取決めににかかる費用の助成

取組内容

◆ 公正証書や調停により養育費の取決めを交わした場合の費用の助成（令和3年4月1日～）

【対象者】 豊橋市在住のひとり親（児童扶養手当対象年齢の子どもがいる方）で、養育費取決めのための公正証書作成等をした方

【助成の対象となる費用】 ①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料
②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代
③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

【助成金の額】 実際にかかった経費の額（上限27,000円）

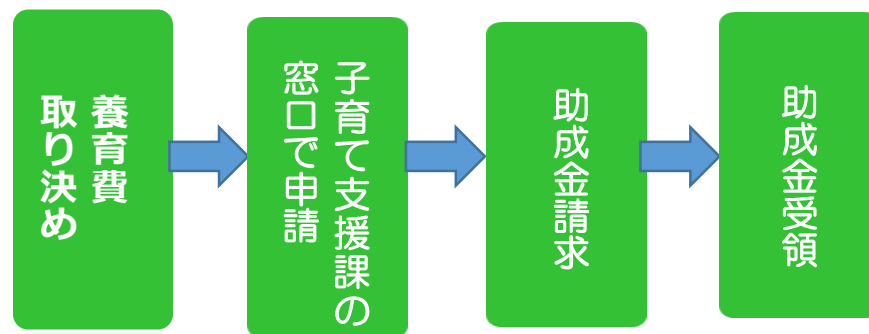
＜周知方法＞

- ・離婚時に必要な取決めと本助成金について掲載したチラシを離婚届と共に配布
- ・公証役場に本助成金の案内チラシを設置

＜申請に必要な書類＞

- ・戸籍謄本または抄本
- ・領収書等
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・金融機関の通帳

＜助成金を受けるまでの流れ＞



＜相談実績＞

- ・令和4年1月末時点で、23名が申請



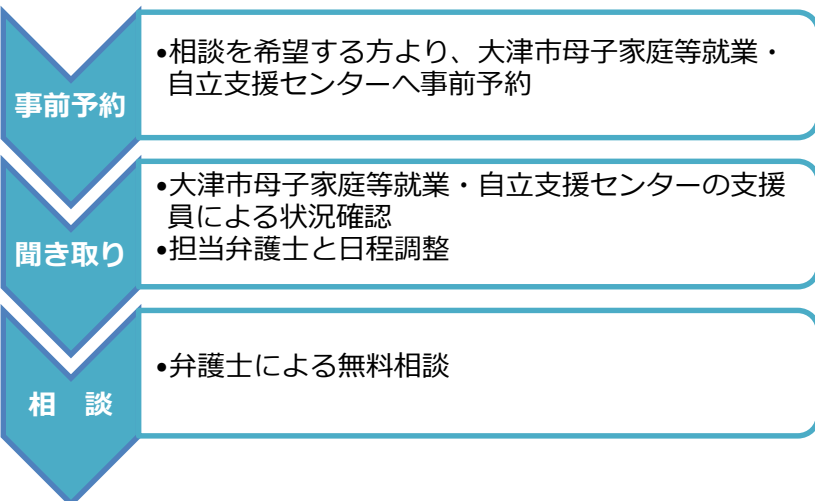
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成支援補助の実施
- 養育費保証契約促進補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 大津市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親家庭の方等（※但し、20歳未満の児童を養育している方）を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は滋賀弁護士会と派遣契約を締結）
- ・ 相談は毎月3回程度を予定しており、担当弁護士と日程調整し、随時実施。
相談を希望する方は、大津市母子家庭等就業・自立支援センターへ事前予約が必要。
- ・ 大津市母子家庭等就業・自立支援センターの支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回1時間程度）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 相談は担当弁護士の事務所または滋賀弁護士会館で実施。毎月3回程度の相談を予定。
令和3年4月～令和4年1月は計9名の相談を実施。
- ・ 児童扶養手当現況届の会場で弁護士による養育費相談会を実施。
- ・ 令和3年度は3日間で延べ20名の相談を実施。
（1回20分～30分程度）

取組内容

2 公正証書等作成支援補助の実施（事前相談要）

ひとり親家庭の母又は父を対象として、**養育費に関する公正証書等作成や調停の申立てに係る経費を市が補助する。**（対象経費の全額・**上限3万円**）

<対象者>

- ・ 作成時点で大津市に居住していること
- ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- ・ 過去に養育費に関する公正証書等作成支援に関する補助金の支給を受けていないこと

<手続きの流れ>

事前相談



公正証書の作成



補助金交付申請



補助金支給決定
請求書提出



補助金支給

公正証書等を作成した翌日から6ヶ月以内に、必要書類を添付の上交付申請書を子ども家庭課に提出する。

<申込みに必要な書類>

- ・ 交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書（ない場合は本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、住民票）
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度1月時点で7名が利用

取組内容

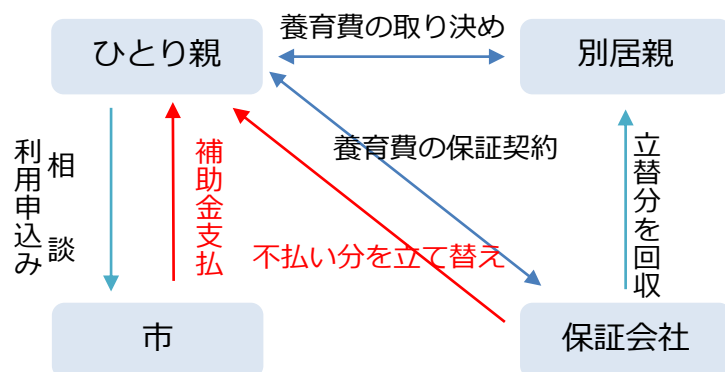
3 養育費保証契約促進補助の実施（事前相談要）

保証会社との間に1年以上の養育費保証契約を締結するひとり親を対象として、**初回保証料を市が補助する。**（**上限5万円**・対象児童1人につき1回）

<対象者>

- ・ 養育費保証契約時点で大津市に居住していること
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- ・ 同一の子どもに対して、過去に同様の補助金の支給を受けていないこと
- ・ 福祉医療費助成の所得制限内であること

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 交付申請書
- ・ 児童扶養手当証書（ない場合は本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本）
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度1月時点で利用者なし



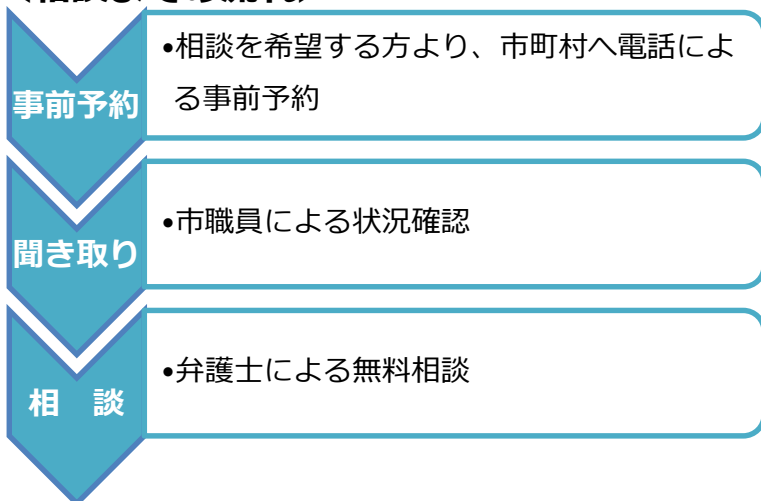
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費保証契約にかかる保証料の補助の実施
- 公正証書等作成費用の補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 東大阪市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（大阪弁護士会に委託）
- ・ 相談は毎月1回程度（概ね第4木曜日）に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 市職員または母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、4月～3月の年度内で、1回目の相談の方を優先。相談枠に空きがあれば、2回目の相談も可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 平成30年度より、市の相談室を活用し、毎月1回程度の無料相談会を実施
- ・ 各回定員は5名

平成30年度 16回実施し、計56名が相談会に参加
 令和元年度 15回実施し、計63名が相談会に参加
 令和2年度 15回実施し、計50名が相談会に参加
 令和3年度 13回実施し、計54名が相談会に参加
 （令和4年1月末時点※今年度より日曜開催も実施）

取組内容

2 養育費保証契約にかかる保証料の補助の実施

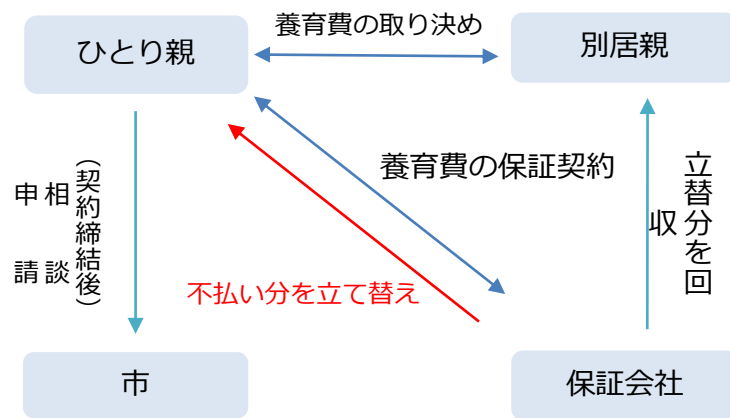
- 公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の**本人負担費用の初年度分**を市が補助する。
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

補助金額：保証料として本人が負担する費用で、月額養育費と5万円を比較して少ない方の額

対象者：東大阪市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ③養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養している方
- ④**令和2年4月1日以降**に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ⑤過去に補助金を交付されていない方

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し
- ・児童扶養手当証書
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書

<利用実績（見込み）>

令和2年度：0件 令和3年度：1件（令和4年1月末時点）

取組内容

3 公正証書等作成費用の補助の実施

- ・養育費の対象児童を扶養している東大阪市在住のひとり親を対象に、債務名義（公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書等）を取得する際の本人負担費用を市が補助します。
- ・補助対象は**令和3年4月1日以降**に作成した証書の作成費用（公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代）

補助金額：本人が負担した費用と3万円を比較して少ない方の額（市への申請は1回限り）

対象者：東大阪市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ②養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ④養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養している方
- ⑤過去に補助金を交付されていない方

<支給までの流れ>

申請

- ・必要書類を揃えた上で市に申請

審査

- ・市職員による審査＋申請者へ通知

支給

- ・（支給決定となれば）申請者の請求に基づき 市が補助金を支給

<申請に必要な書類>

- ・戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し
- ・児童扶養手当証書
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取り決めに交わした文書

<利用実績（見込み）>

令和3年度：3件 （令和4年1月末時点）



- 公正証書・調停調書等作成費用補助金の交付（令和2年9月より実施）
- 養育費保証促進補助金の交付（令和2年9月より実施）
- 母子・父子福祉センターでの無料弁護士・専門相談事業

取組内容

1 公正証書・調停調書等作成費用補助金の交付（事前相談要）

公正証書・調停調書の作成手数料・それにかかる書類取得費用を市が補助

補助額：3万円を上限に負担した実費額

申請期限：書類作成日から6ヶ月以内

<広報周知の方法（養育費保証促進補助金も同じ）>

- ・ 児童扶養手当現況届案内時に制度案内チラシ同封
- ・ 市ホームページ・市広報誌・ひとり親家庭へのメールマガジン・メディアリリース
- ・ 養育費相談センター職員を講師に招き、市民向け説明会を土曜日に開催（R2年度）

<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公的書類
- ・ 戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 要した費用の領収書
- ・ 金融機関口座の通帳等

<令和3年度実績>

実績：25件（令和4年2月時点）

取組内容

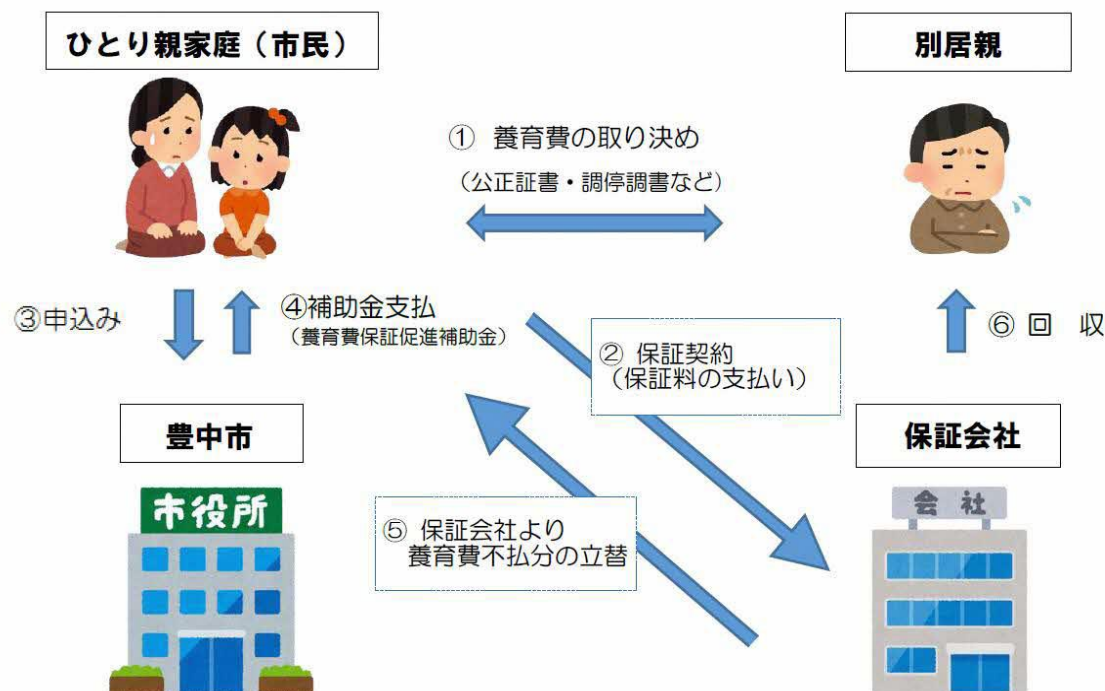
2 養育費保証促進補助金の交付（事前相談要）

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の養育費保証契約を締結した場合に、その保証料相当額を市が補助する。

補助額：5万円を上限に負担した実費額

補助対象：契約締結日から1年間の費用

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・支払った保証料の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

<令和3年度実績>

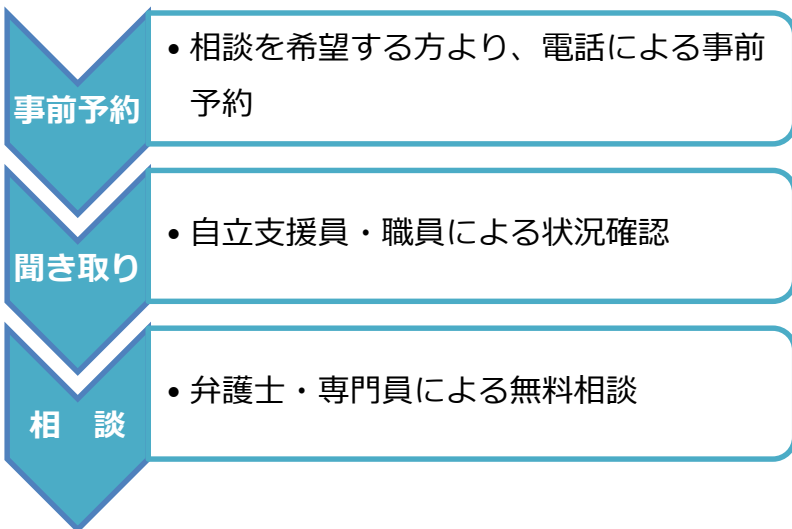
実績：2件（令和4年2月時点）

取組内容

3 弁護士・専門員による無料相談の実施（予約要）【指定管理者委託事業】

- ・市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として母子家庭等就業・母子・父子福祉センターにて**無料相談を実施**（1回60分程度）。
- ・**弁護士相談**は毎月4回（平日夜間・土曜昼間）に実施。
- ・**家庭裁判所元調査官・元調停委員による専門員相談**は毎月1回（平日昼間）に実施。
- ・自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて、無料相談へ引継ぐこともあり。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば、**養育費に関することにとどまらず情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（令和2年度）>

- | | |
|---------|------|
| ・ 弁護士相談 | 60 回 |
| ・ 専門員相談 | 31 回 |



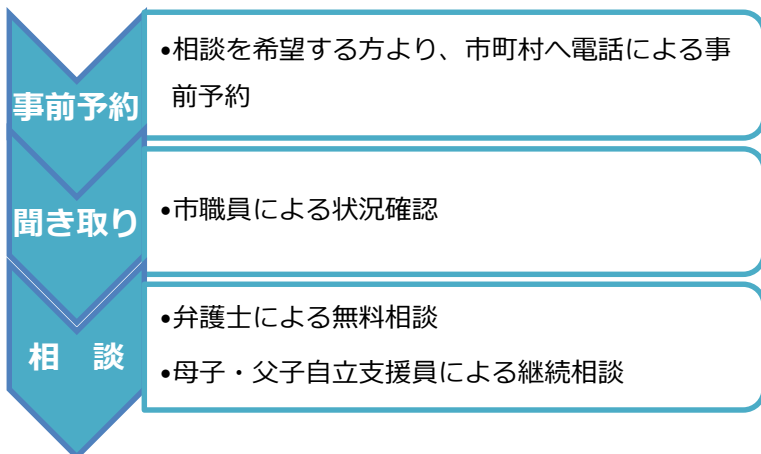
- 弁護士による無料相談の実施
- 保証契約補助の実施
- 公正証書等作成費用補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 枚方市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・ 相談は原則、毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）児童扶養手当現況届提出時期は日曜日に実施のほか、6月・11月は夜間に実施。
- ・ 母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度）
- ・ 弁護士相談後は、必要に応じて**母子・父子自立支援員が引き続き相談を受け、弁護士と連携し対応**。
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

令和3年4月～1月にかけて、40枠の相談枠のうち34枠の相談を実施した。

取組内容

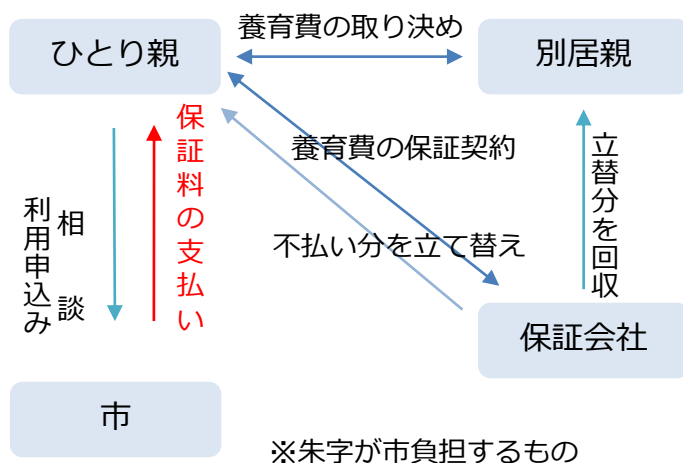
2 保証契約補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、養育費の取り決めをしたひとり親家庭が保証会社との間で養育費保証契約を締結した場合、その保証料を市が負担する。

補助対象 : 契約期間が1年以上のもの、児童扶養手当受給者及び同等の所得水準である者

補助額 : 上限50,000円

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・戸籍謄本又は抄本
- ・児童扶養手当証書もしくは所得がわかるもの
- ・保証会社に支払った領収書
- ・作成した公的書類
- ・保証会社との締結した養育費保証契約書

<令和3年度実績>

実績なし（令和4年2月時点）

取組内容

3 公正証書等作成に係る費用補助の実施

- ・ 養育費の取決めに係る公正証書の作成または調停等の申立てを行うひとり親を対象として、その費用を市が負担する。

補助額 ： 上限30,000円

<補助対象>

- ・ 公証人手数料令の規定による手数料
- ・ 家庭裁判所への提出文書に係る印紙税
- ・ 公正証書、調停申立て等の作成に必要な戸籍謄本等添付書類の取得に係る手数料
- ・ 公証人役場、家庭裁判所への文書郵送料

<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本又は抄本
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書等

<令和3年度実績>

実績：7件（令和4年2月時点）



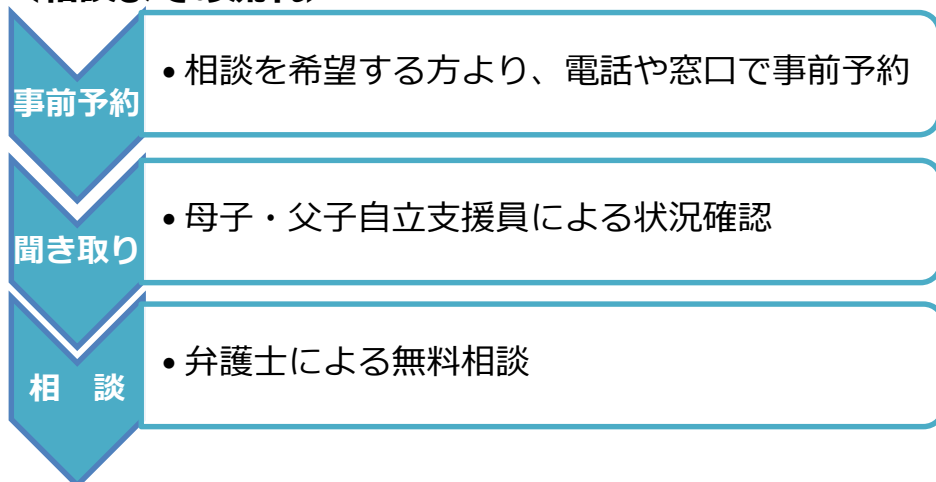
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書作成費用等助成、
- 養育費保証契約に係る保証契約料の助成

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 姫路市在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（兵庫県弁護士会との委託契約）
- ・ 相談は毎月1回第3金曜日に実施。相談を希望する方は、毎月1日から前日までに電話や窓口において事前予約が必要。（先着順）
- ・ 母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分、同一案件について1回限り。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**離婚に伴う養育費確保や面会交流に関する法的なことについての相談**。
- ・ 希望があれば、母子・父子自立支援員も同席する。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度についても、市の相談室を活用し、毎月1回の無料相談を実施予定
 - ・ 各回6組まで
- ※ 令和3年4月～令和4年3月にかけて、毎月1回実施し、計40組が参加

取組内容

2 公正証書作成費用等の助成

- ・ 市内在住で申請時においてひとり親の母又は父を対象とし、養育費の取り決め（公正証書〈強制執行認諾約款付き〉、調停調書、審判書など）に要する費用を助成する。
- ・ 養育費の取り決めに要する経費のうち、**公正証書作成費用（養育費に関するものに限る）や、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用の全額を助成する。**
- ・ 所得制限なし。

<助成の範囲>

取り決め方法	対象となる費用
公正証書	公正証書作成費用 養育費に関するものに限る 上限なし
調停調書 審判書	収入印紙代、申請に必要な戸 籍謄本等の取得費用

<利用実績（見込み）>

- 令和2年度より実施
- ・ 令和2年度申請者 2名
 - ・ 令和3年度申請者 11名（2月末時点）
 - ・ 令和4年度申請見込 10名

<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の健康保険証
- ・ 養育費の取決めに係る文書（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書等）
- ・ 補助対象となる経費の領収書（申請者が負担したもの）
- ・ 申請者名義の通帳（口座のわかるもの）

取組内容

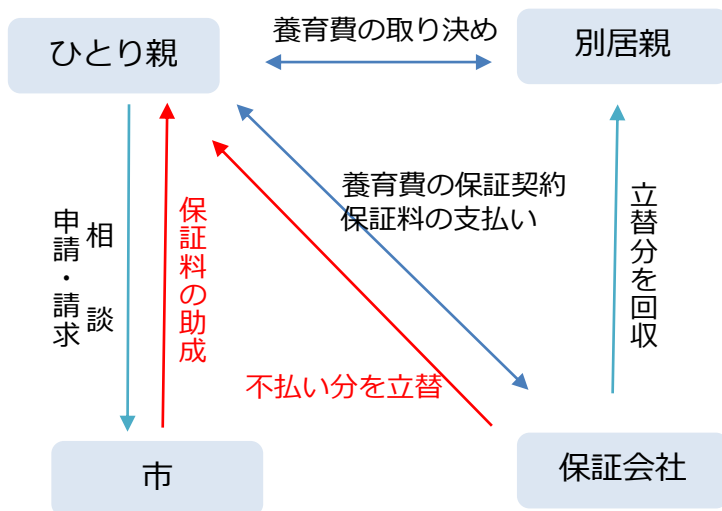
3 養育費保証に係る保証料の助成

・ 市内在住で申請時においてひとり親の母又は父であり、公正証書等により債務名義のある養育費の取決めを行っている者を対象として、**保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する初回保証料（上限5万円。）を助成する。**

【補助条件】

- ・ 児童扶養手当受給者、又は児童扶養手当受給者と同様の所得水準にある
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
- ・ 補助上限：初回保証料（上限5万円）
- ・ 保証会社については制限なし。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の健康保険証
- ・ 養育費の取決めに係る文書（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書等）
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 申請者名義の通帳（口座のわかるもの）

<利用実績（見込み）>

令和2年度より実施

- ・ 令和2年度申請者 2名
- ・ 令和3年度申請者 3名（2月末時点）
- ・ 令和4年度申請見込 10名



● **養育費の取決めサポート（手続支援・費用補助）**

取組内容

養育費取決めサポート（令和２年８月～）

養育費についての債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

１ 手続支援

養育費請求調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスをする。

２ 費用補助

債務名義作成にかかる費用（調停申立費用又は公証人手数料）を補助する。

〈要件〉明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費の取決めを検討していること。

令和２年７月１日以降に負担した費用が対象。

費用負担後６か月以内の申請が必要。

＜必要書類＞

（共通）

申請書 請求書

（調停申立等の場合）

調停申立等を行ったことがわかる書類（受付印が押された申立書や呼出状など）

（公正証書作成の場合）

公正証書 領収書

＜利用実績（令和４年２月１６日現在）＞

１ 令和２年度実績

調停申立８件（こども１７人）

公正証書作成２２件（こども４１人）

２ 令和３年度実績

調停申立３件（こども４人）

公正証書作成２９件（こども５４人）



● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- ・ 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として養育費確保に関する弁護士無料相談を実施。（奈良弁護士会に委託）
- ・ 市窓口にて申込書により受付。担当弁護士決定後、相談者が相談日時・場所等を直接担当弁護士と協議。相談は原則担当弁護士の事務所で行う。
- ・ 1回1時間程度、1案件につき上限2回まで。
- ・ 窓口受付時、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>

窓口受付

- ・市窓口にて申込書により受付

担当決定

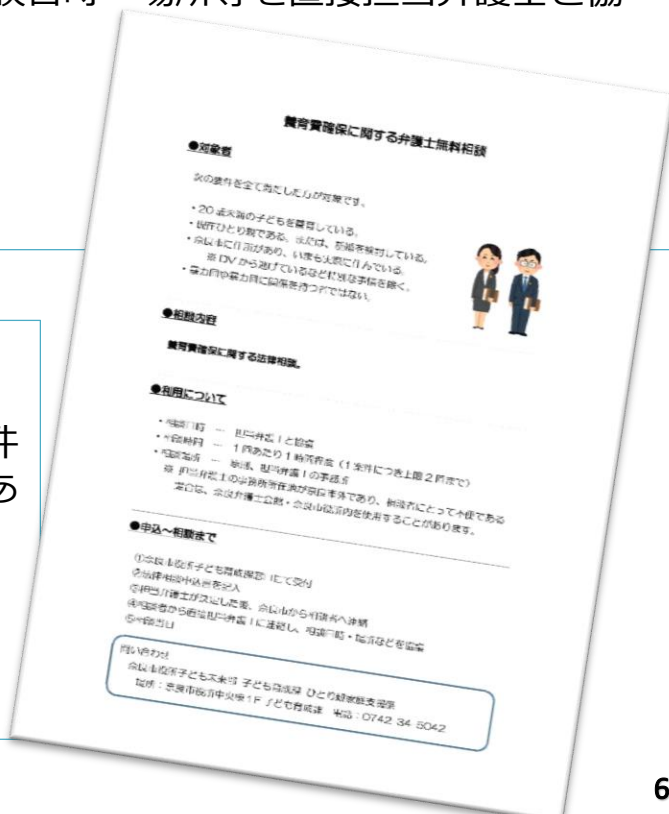
- ・担当弁護士決定後、相談日時・場所等を協議する

相談

- ・弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・ 令和3年度11月より実施し、現在4件の相談申込実績がある。
(令和4年1月末現在)





- 公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施

取組内容

1 公正証書等作成支援事業の実施

ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する
取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる
公証人手数料等の本人負担費用（上限3万円）を補助する。

<対象者>

公正証書等を作成した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

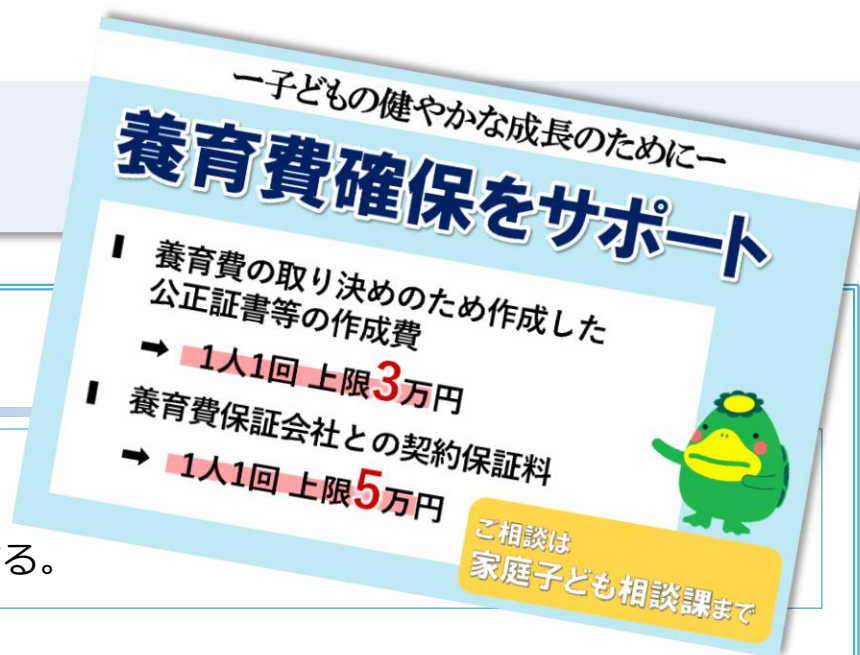
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担している
- ・ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
- ・ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等の作成に関する補助金を交付されていない

<補助の対象>

- ・ 公証人手数料
- ・ 調停、裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 官公署が求める連絡用の郵便切手代

<利用実績>

- ・ 令和4年1月末時点で6件申請
※令和3年度から事業開始。令和3年4月1日以降に作成したものが対象。



<申込に必要な書類>

- ・ 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ・ 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- ・ 補助対象となる経費の領収書

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施

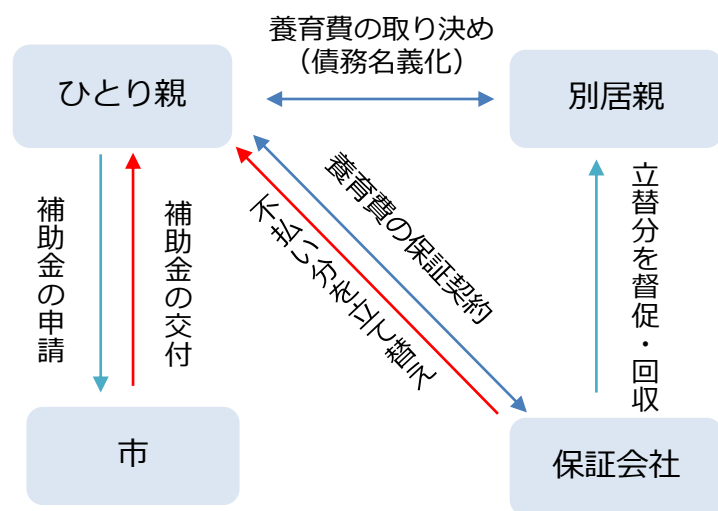
令和3年4月1日以降に、ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、**保証料の負担分（上限5万円）を補助**する。

<対象者>

市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ・ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
- ・ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていない

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<補助の対象>

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用

<申込に必要な書類>

- ・ 保証会社と契約した養育費保証契約書
- ・ 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 補助対象となる経費の領収書等

<利用実績>

- ・ 令和4年1月末時点申請なし ※令和3年度から事業開始。令和3年4月1日以降に契約したものが対象。



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の取り決めに係る費用を負担した者を対象として、**負担した費用（上限4万3千円）を補助**する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、公正証書など）を有していること。
- ・ 令和3年10月1日以降に養育費の取り決め等に係る費用を負担したこと。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<補助対象となる費用>

養育費の取り決めに関する費用分が対象

- ・ 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
- ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用
連絡用郵便切手代
- ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用
連絡用郵便切手代

<補助額>

養育費の取り決めに要した費用（上限額4万3千円）

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 公正証書の写し 他

<相談実績（見込み）>

令和3年度見込み 10件

取組内容

2 養育費保証契約補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に負担した保証料費用（上限5万円）を補助する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること。
- ・ 令和3年10月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結していること。
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、これに係る保証料を負担していること。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<申請期間>

養育費保証契約を締結した日（令和3年10月1日以降）の翌日から1年以内

<補助対象となる費用>

令和3年10月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

<補助額>

保証料（上限額5万円）

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 養育費の取り決め文書の写し
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
他

<相談実績（見込み）>

令和3年度見込み 10件



- 弁護士・司法書士による無料相談の実施
- 母子・父子自立支援員によるサポート
- 公正証書作成補助及び保証契約補助の実施 等

取組内容

1 弁護士・司法書士による無料相談の実施

- ・ 渋川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士・司法書士相談を実施**。（群馬弁護士会及び群馬司法書士会と契約し、弁護士・司法書士を相談会に派遣してもらう。）
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順・空きがあれば当日参加も可能。）
- ・ 母子・父子自立支援員又は市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士・司法書士による無料相談を実施。（1回45分～60分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供を実施**。
- ・ 母子・父子自立支援員が役所内での手続き支援のほか、必要に応じて裁判所等への同行支援も行う。

<相談までの流れ>

事前
予
約

- ・相談を希望する方から市へ事前相談

聞き
取
り

- ・母子・父子自立支援員または市職員による状況確認

相
談

- ・弁護士・司法書士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、市の相談室を活用し、毎月1回の無料相談会を実施予定
- ・ 弁護士と司法書士による相談をそれぞれ隔月に実施予定
- ・ 各回3名程度の参加を予定

取組内容

2 公正証書等作成費用補助の実施

- ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、公正証書等（※）を作成した際にかかる公証人手数料等の本人負担費用を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていることが必要。

<対象者>

令和3年10月1日以降に公正証書等を作成した、市内に居住する児童扶養手当受給者で、次の要件をすべて満たす者

- ・公正証書等作成に係る経費を負担したこと
- ・養育費の取決め対象児童を現に養育していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金交付を受けていないこと
- ・市税に滞納がないこと

<補助額>

対象経費の全額（上限3万円）

<利用実績（見込み）>

- ・令和3年度の申請見込み件数は5件（事業開始は令和3年10月1日）
- ・令和4年2月時点で2件の申請あり。

<手続きの流れ>

補助金交付申請

公正証書等を作成した日から6か月以内に、必要書類を揃えて市こども課へ交付申請を行う。



補助金交付決定

こども課で申請書類を審査し、申請者へ補助金支給（不支給）決定通知書を送付。



請求書の提出

申請者が市に請求書を提出。



補助金交付

市から申請者の指定口座に補助金振り込み。

取組内容

3 養育費保証契約補助の実施

- ひとり親家庭の母又は父が**保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（初回保証料）を補助**する。

<対象者>

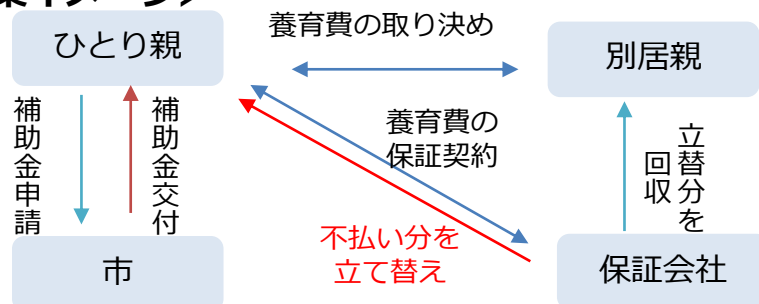
令和4年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した、市内に居住する児童扶養手当受給者で、次の要件をすべて満たす者

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取決め対象児童を現に養育していること
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・ 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金交付を受けていないこと
- ・ 市税に滞納がないこと

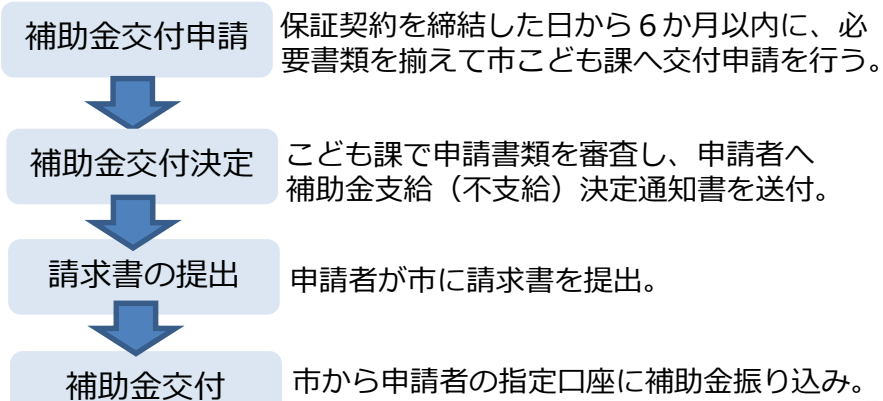
<補助額>

保証料と5万円を比較して少ない方の額（上限5万円）

<事業イメージ>



<手続きの流れ>





- 養育費に関する公正証書等作成助成
- 養育費に関する養育費立替保証契約に係る保証料助成

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成助成

<内容>

養育費に係る強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、家庭裁判所の審判、確定判決のうち、いずれかの取り決めに要した費用の一部を助成する。

<助成限度額>

43,000円（一回限り）

<対象者>

葛飾区民で、下記要件の全てを満たす方

- （1）児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- （2）養育費の取り決めに係る公正証書等により、養育費を受け取る権利を有する方
- （3）養育費の取り決めの対象となる子どもを現に養育している方
- （4）過去に助成金の交付を受けていない方
- （5）養育費の取り決めに係る公正証書等の費用を支払った方

<対象経費>

- ・公正証書等の作成に係る公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代及び連絡用の郵便切手代並びに戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代及び連絡用の郵便切手代並びに戸籍謄本等添付書類取得費用

<利用実績>

- ・令和4年1月末時点で公証人手数料の助成が3件

<手続きの流れ>

助成金の
交付申請

- ・公正証書を作成した日の翌日から起算して1年以内に、必要書類を揃えて交付申請を行う。

交付決定
及び通知

- ・申請書類を審査し、助成金の交付の可否を決定、通知を送付する。

請求及び
支払

- ・申請者からの請求により、助成金を交付する。

取組内容

2 養育費に関する養育費立替保証契約に係る保証料助成

<内容>

保証会社と1年以上の養育費立替保証契約を締結した際に負担した初回保証料を助成する。

<助成限度額>

50,000円（一回限り）

<対象者>

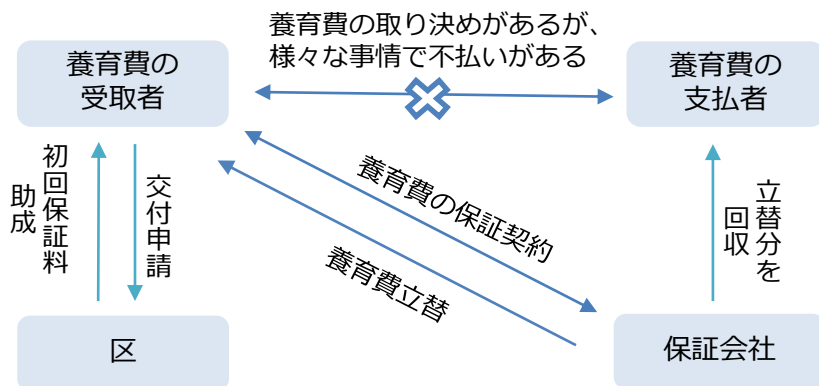
葛飾区民で、下記要件の全てを満たす方

- （1）児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- （2）養育費の取り決めに係る公正証書等により、養育費を受け取る権利を有する方
- （3）養育費の取り決めの対象となる子どもを現に養育している方
- （4）過去に助成金の交付を受けていない方
- （5）保証会社と1年以上の養育費立替保証契約を締結し、その保証料を支払った方

<対象経費>

助成対象者が保証会社と養育費立替保証契約を締結した際に、保証会社に支払った初回保証料

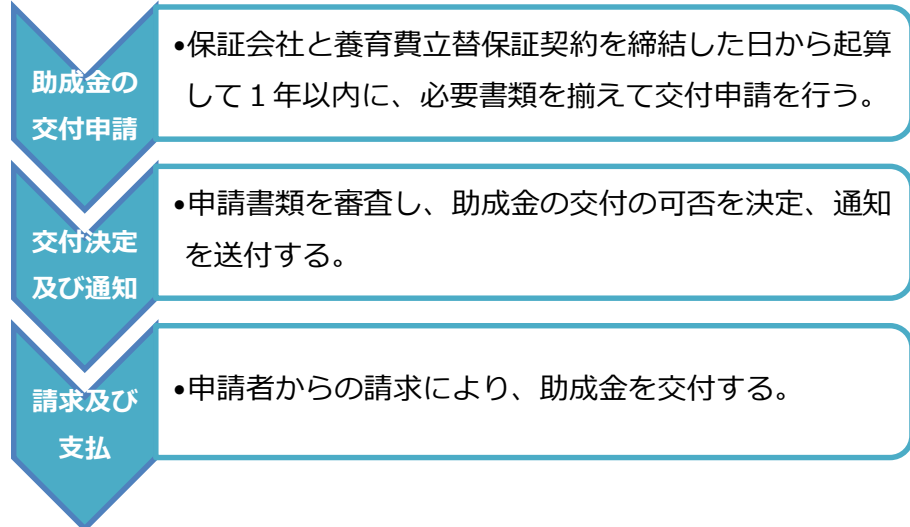
<事業イメージ>



<利用実績>

・令和4年1月末時点で実績なし

<手続きの流れ>





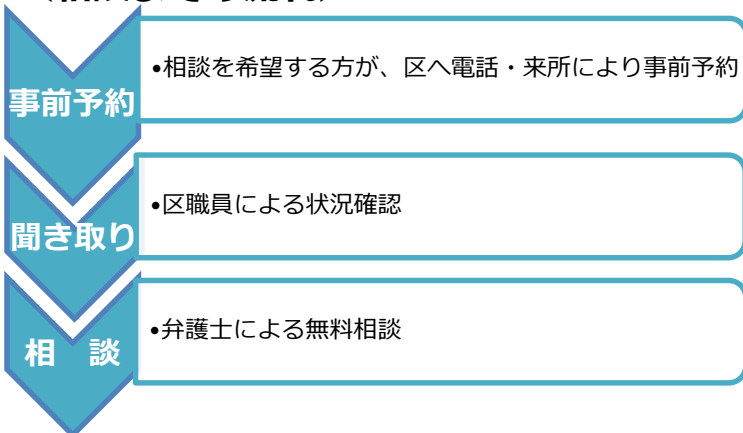
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- 江戸川区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士との委託契約）
- 相談は原則、月・金曜日午後1時から4時、水曜日午前10時から午後1時、毎月第二水曜日午後5時から8時、毎月第三土曜日午後1時から4時に実施。相談を希望する方は、電話・来所による事前予約が必要。（先着順）
- 区職員により事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（平日1回60分程度、1案件3回まで。土曜日1回30分程度、1案件1回限り。）
- 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- 相談は、江戸川区人権・男女共同参画推進センターの相談室で実施。
- 平日1日3名、土曜日1日6名まで相談可。
- 令和3年4月～令和4年1月にかけて、延べ248名の相談を実施。



- 養育費保証契約支援の実施
- 公正証書作成手数料支援の実施

取組内容

1 養育費保証契約支援の実施

- ・ 区内在住のひとり親を対象として、**保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際に、本人が負担した初回保証料を助成**する（上限5万円）。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- ・ 保証契約締結前の**事前相談を、必須とする。**

2 公正証書作成手数料支援の実施

- ・ 「1 養育費保証契約支援」の助成を受ける者を対象として、保証契約締結に必要な公正証書（強制執行認諾約款の記載があるもの）を作成した場合、**養育費の取決めに係る作成費用のうち、本人が負担した作成手数料を助成**する（上限4万3千円）。
- ・ **令和4年度からは、家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等書類取得費用、裁判外紛争解決手続（ADR）、弁護士相談費用についても助成対象とし、制度を拡充**する予定。

実施内容

<支給までの流れ>

事前相談

- ・ 保証契約締結前に、区へ事前相談。

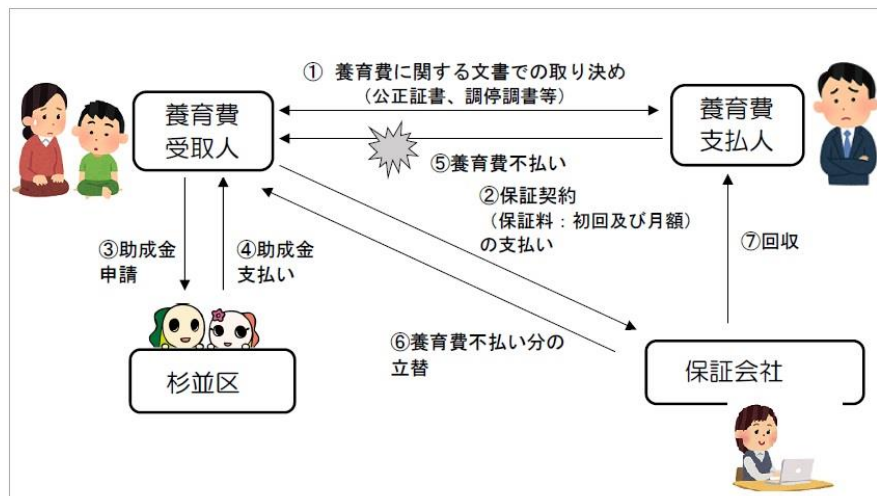
聞き取り

- ・ 区職員による状況及び要件の確認。

申請・支給

- ・ 保証契約締結後、区に申請。公正証書等、契約締結に必要とした書類がある場合は、合わせて申請。その後、区による審査・支給。

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 戸籍謄本（または児童扶養手当証書等）
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書等）
- ・ 支給対象経費の領収書
- ・ 養育費保証契約書
- ・ 振込先の通帳等、印鑑
- ・ 公正証書作成手数料支援を受ける場合は、作成した公正証書

<利用実績>

- ・ 令和3年度1月末時点 養育費保証契約支援、公正証書作成手数料支援 各1件。



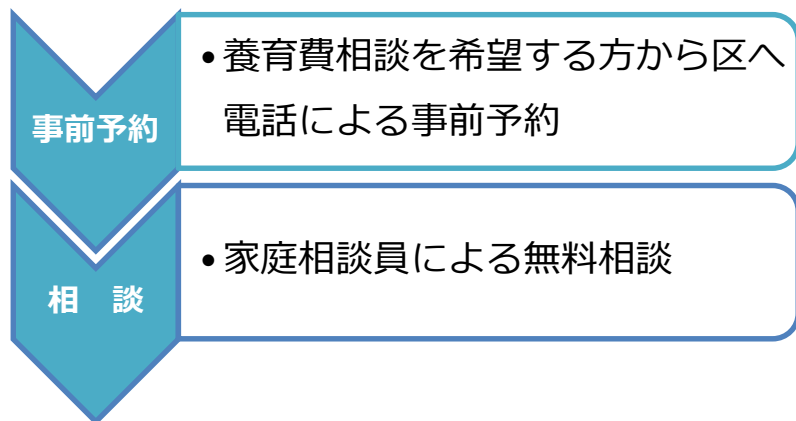
- 専門相談員による無料での養育費相談の実施
- 養育費に関する公正証書作成費用補助の実施
- 養育費に関する立替保証契約保証料補助の実施

取組内容

1 専門相談員による無料での養育費相談の実施

- ・ 品川区内在住で、これから離婚を考える方、養育費の取決めをしないまま離婚をした方、養育費の取決めはしたけれどもその後養育費を受け取れなくなっている方を対象として、**家庭相談の中で養育費の事前相談を実施**。（専門相談員は元家庭裁判所調査官を会計年度任用職員として区が雇用）
- ・ 相談は週3日（いずれも半日）実施。相談を希望する方は、**当日までに電話による事前予約が必要**。（1回60分程度が目安で回数制限はない。）**コロナ過を踏まえ電話による相談にも対応**。
- ・ 離婚の際の様々な手続の案内や離婚に伴って取り決めるべき事項（親権、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料等）について分かりやすく情報提供。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和3年度から新規に実施。
- ・ 令和3年度1月時点の実績は33件。
- ・ 相談にはオープンカウンターではなく個別の相談室を用意。
- ・ 別に実施している家庭相談においても養育費に関する相談に応じており、令和3年度1月時点で家庭相談の実績は127件。

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成費用補助の実施

- 品川区内在住で、これから離婚を考える方、養育費の取決めをしないまま離婚をした方、養育費の取決めはしたけれどもその後養育費を受け取れなくなっている方を対象として、**養育費に関する公正証書作成費用の補助を実施。**
- 補助する金額は、公証人手数料令に定められた公証人手数料。
- 補助の**申請前に養育費相談を必須**とし、離婚前から、離婚の際の様々な手続の案内や離婚に伴って取り決めるべき事項（親権、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料等）について分かりやすく情報提供。

＜補助金支給までの流れ＞



- 補助金を希望する方が、来所により申請

- 区が補助金の交付決定

- 申請者の請求に基づき、区が補助金を支給

＜申込みに必要な書類＞

- 申請書 ・ 請求書 ・ 支払金口座振替依頼書
- 戸籍謄本 ・ 住民票の写し
- 補助対象となる経費の領収書等
- 作成した公正証書
- 補助金振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

＜相談実績（見込み）＞

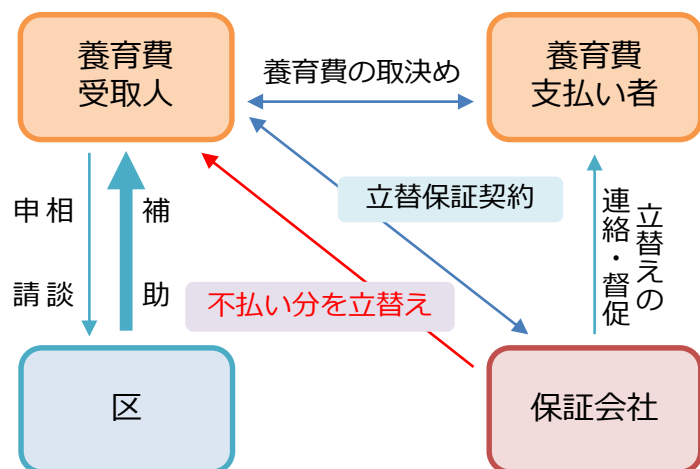
- 令和3年度1月時点で12人が利用希望
- うち申請3件、支給3件

取組内容

3 養育費に関する立替保証契約保証料補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取決めを行っている者を対象として、保証会社が養育費の取決めをしたひとり親との間で、**養育費立替保証契約を締結したときに、その支払った初回保証料を区が補助**。
- ・ 補助する金額は、初回保証料として補助対象者負担した金額とし、上限 5 万円。
- ・ 補助の**申請前に養育費相談を必須**とし、離婚前から、離婚の際の様々な手続の案内や離婚に伴って取り決めるべき事項（親権、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料等）について分かりやすく情報提供。
- ・ 補助金支給までの流れは、養育費に関する公正証書作成費用補助と同じ。

<立替保証契約のイメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書 ・ 請求書 ・ 支払金口座振替依頼書
- ・ 戸籍謄本 ・ 住民票の写し
- ・ 補助対象となる経費の領収書等
- ・ 養育費を取り決めた文書 ・ 締結した立替保証契約書
- ・ 補助金振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和 3 年度 1 月時点で 6 人が利用希望
- ・ うち申請 1 件、支給 1 件



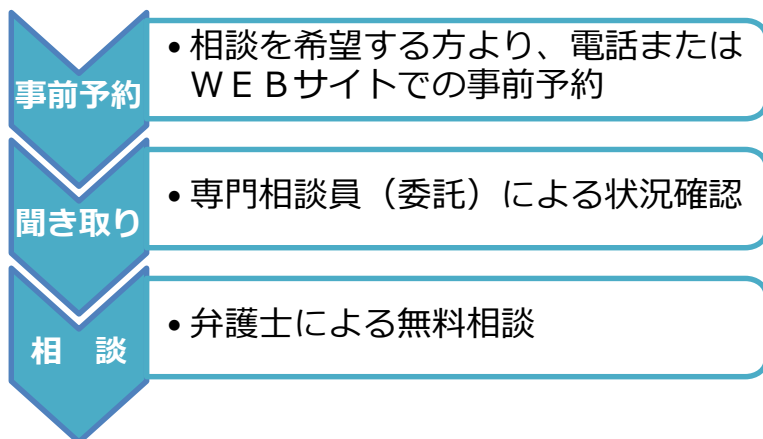
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 練馬区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士による相談事業を含め、総合相談のほか、セミナー等各種事業を包括的に委託）
- ・ 相談内容は、養育費のほか、離婚、慰謝料、財産分与、面会交流など法律に関する内容。
- ・ 相談は毎月4回、各回3名まで、1回1時間、1人1回限り。
- ・ ひとり親家庭総合相談（常設）の専門相談員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和元年4月より事業開始
- ・ 実績
 - 令和元年度 93件
 - 令和2年度106件

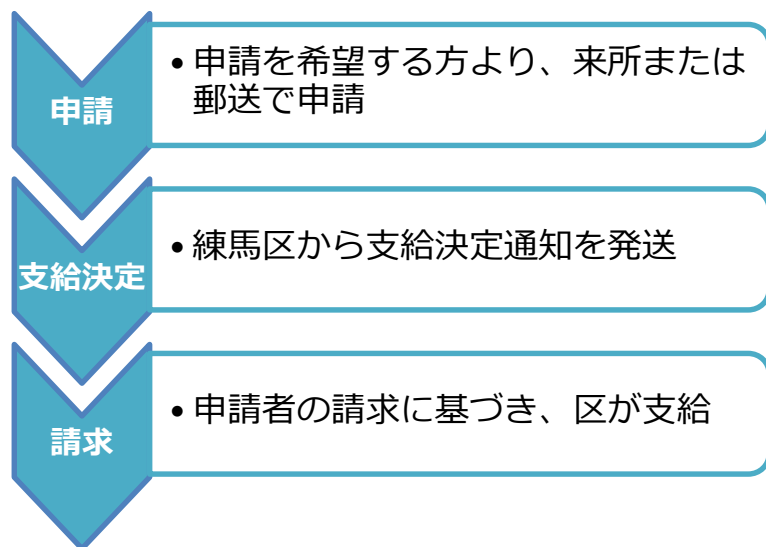
※ 毎月の実施日は、ホームページ「練馬区ひとり親家庭支援ナビ」、メールマガジン等で周知。

取組内容

2 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

- ・ 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方を対象として、**養育費に関する公正証書、家庭裁判所の調停申し立て費用、家庭裁判所の裁判に要する費用を助成**。（補助上限額なし）
- ・ 公正証書は、強制執行認諾条項付きであること。
- ・ 申請期限は、公正証書や調停調書等の作成日から6か月。

<手続きの流れ>



<支援の内容>

- ・ 公正証書作成費用
養育費の取り決めかかる公証人手数料
- ・ 調停、裁判の申し立て費用
戸籍謄本取得料、収入印紙代、切手代

<利用実績>

- ・ 令和3年4月より事業開始
- ・ 実績（令和3年4月～令和4年1月）

公正証書作成	43人
調停申し立て	1人



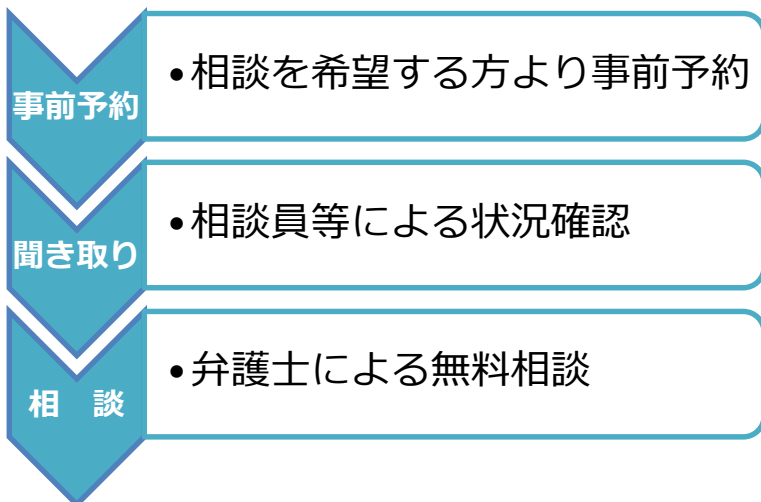
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- ・ 大町市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士と業務委託契約）
- ・ 相談は毎月2回特定日に実施。相談を希望する方は、事前予約及び事前聞き取りが必要。（先着順）
- ・ 相談員等により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回60分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談会を実施予定
- ・ 各回2名程度の参加を予定
- ※ 令和3年4月～12月にかけて、20回の相談会を実施し、計32名が相談会に参加



● 養育費確保支援事業給付金の実施

取組内容

◆ 養育費確保支援事業給付金の実施

- ・ 養育費の取り決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書の作成に必要な経費について市が負担する。

- ＜対象者＞
- ・ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
 - ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
 - ・ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - ・ 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で給付金を交付されていない者

- ＜給付金の対象となる経費（養育費の取り決めに要する経費）＞
- ・ 公証手数料
 - ・ 家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代
 - ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用、郵便切手代

- ＜給付額＞ 1 申請者あたり 2 万円を上限とする。

＜申請に必要な書類＞

- ・ 養育費確保支援事業給付金交付申請書（市役所窓口受付）
- ・ 対象となる経費の領収書など
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し（省略できる場合あり）
- ・ 児童扶養手当証書（省略できる場合あり）

＜利用実績＞

- ・ 令和 3 年 4 月より制度開始
- ・ 令和 4 年 1 月時点で 3 名が利用



- 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助
- 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

- ・ 知立市在住のひとり親家庭の方で、養育費に関する取り決めをした公正証書等の作成に係った費用を知立市が一部または全部を負担する。
- ・ 原則、公正証書等を作成した年度末までに申請が必要。
- ・ 補助金の上限額は4万円。

<相談までの流れ>

申請

- ・公正証書の作成および離婚成立後に市役所で申請

審査

- ・市職員による書類等の確認

支給

- ・審査の結果、支給決定となれば申請者の口座に支給決定金額を振り込む

<申込みに必要な書類>

- ・印鑑
 - ・作成した公正証書等
 - ・補助対象経費の領収書
 - ・児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
 - ・銀行口座の通帳
 - ・戸籍謄本または抄本
 - ・住民票
- ※公簿等で確認できるものは提出不要

<実績等>

- ・ 令和2年度 支給件数 7件
- ・ 令和3年度 支給件数 1件（令和4年2月1日現在）

取組内容

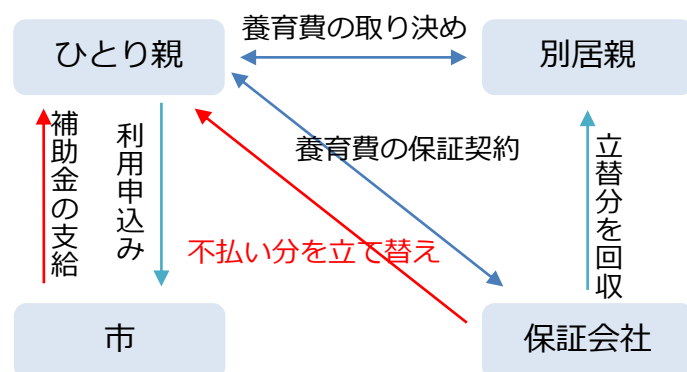
2 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親家庭の者を対象として、保証会社との間で養育費保証契約を締結した場合、その契約に係る初年度の契約料を市が負担する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

[補助条件]

- ・ 契約期間が1年以上であること。
- ・ 補助上限：5万円まで。
- ・ 保証会社については制限なし。（知立市は株式会社イントラストおよび株式会社Casaと連携協定を締結しているため、窓口で補助金の説明をする際にはご案内している。）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
- ・ 戸籍謄本または抄本
- ・ 住民票
- ・ 保証会社との契約書

<利用実績>

- ・ 令和2年度 実績なし
- ・ 令和3年度 実績なし（令和4年2月1日現在）



- 公正証書等作成促進補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成促進補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、公正証書作成時や調停時に負担した費用の一部を **市が負担** する。（上限 3 万円）

対象者

- **所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している 20 歳未満の児童を現に扶養している方

申請期限

- 公正証書等を作成した日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から **6 か月以内**

相談実績（見込み）

- 令和 3 年度は 8 月より申請受付を開始し、令和 4 年 1 月末時点で 4 件が申請し、**3 件に支給済**。
- 令和 4 年度は、年間 10 件の支給見込み。

CHECK

離婚前相談、児童扶養手当新規認定時と児童扶養手当現況届提出時の面談において、養育費確保に関する情報提供と聞き取りを強化。

市で作成した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用し、ひとり親家庭支援について離婚前、離婚後に関わらず、養育費確保の重要性と当補助金について案内。さらに、ひとり親家庭における生活全般の相談に個別対応できるよう、詳しい聞き取り票を作成し、今後の生活の見通しを立てる機会としている。



取組内容

2 保証契約補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担する。(上限5万円)
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

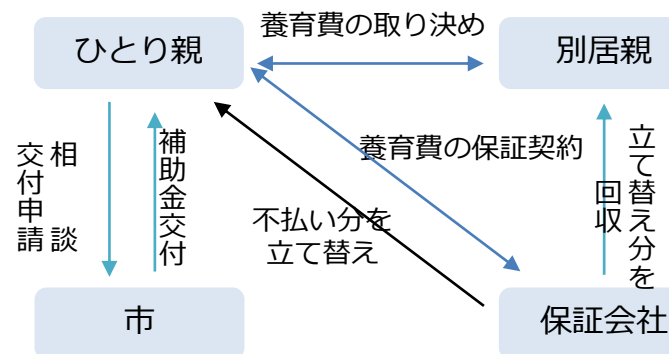
対象者

- 所得制限なし
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している人
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人

申請期限

- 養育費保証契約締結日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から6か月以内

イメージ図



相談実績（見込み）

- 令和3年度は8月より申請受付を開始し、令和4年1月末時点で支給なし。
- 令和4年度は、年間5件の支給見込み。



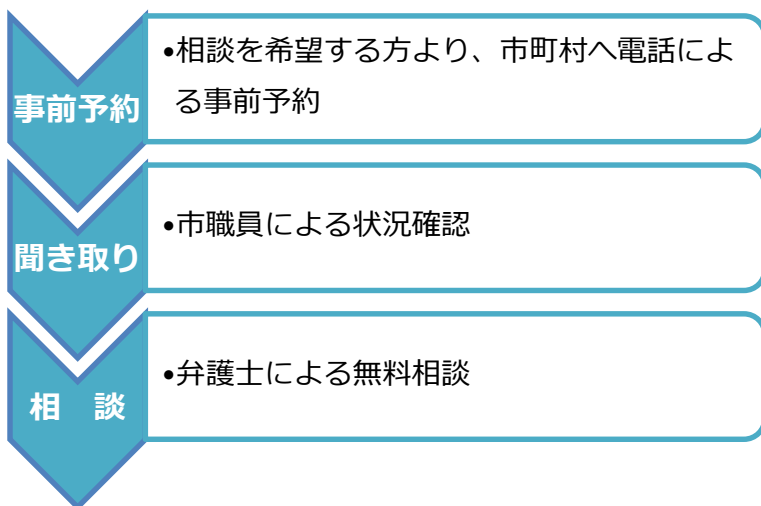
● 弁護士による無料法律相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料法律相談の実施

- ・市内在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の法律相談を実施**。（大阪弁護士会に事業委託）
- ・相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。当日予約枠に空きがある場合、当日相談も可能。（先着順。1回45分間、主訴や状況の変化あれば複数回受けることも可能。）
- ・**離婚・養育費関係にかかわらず、債務整理等の相談も可能。活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。必要に応じ、担当弁護士が事件受任しフォローを行う。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・令和4年度については、市の相談室を活用し、毎月1回の無料個別相談を実施予定
- ・各回45分間×4枠

※令和3年5月～令和4年3月にかけて、12回実施。
（児童扶養手当現況届提出月の8月については2回実施）



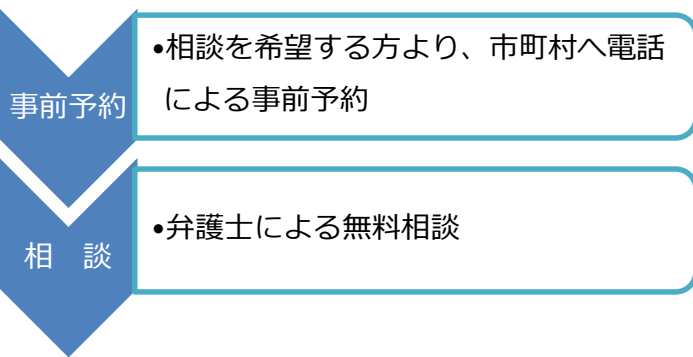
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 弁護士による無料相談の実施

- ・ 益田市・津和野町・吉賀町と合同開催。周知・受付は各市町村で行う。
- ・ 各市町村在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は島根県弁護士会より派遣）
- ・ 現況届受付期間に併せた8月の特定日に実施。相談を希望する方は、電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 1回30分程度。相談は無料だが、法テラスの無料相談が利用できる方には、3回の無料相談のうち1回を利用していただく。
- ・ **養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和3年度については、益田市から3人の申し込みがあった。
- ・ 毎年10名程度の参加を予定。



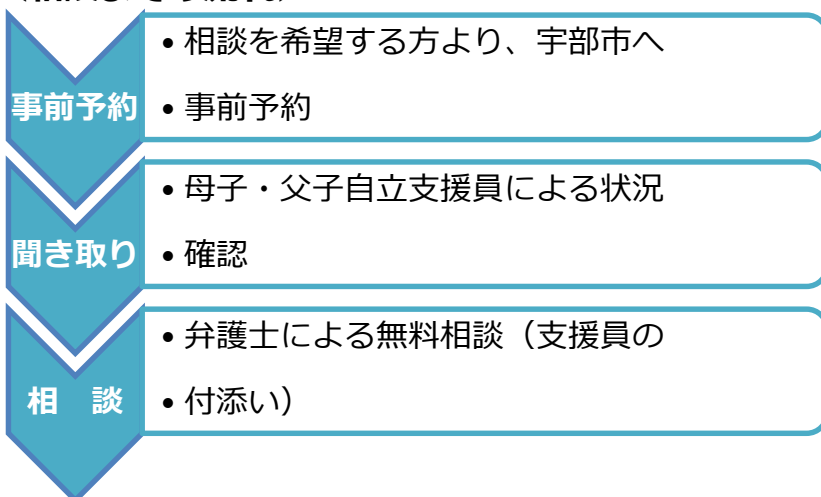
- 弁護士による無料相談の実施
 - 司法書士による強制執行申立書作成
 - 調停・審判申立てに係る費用補助等
- ※法務省養育費不払い解消調査研究事業で実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施等

- ・宇部市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施。オンラインでの相談にも対応。**
- ・相談は毎週火曜日、第4金曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに事前予約が必要。
- ・母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・事前の聞き取りを踏まえ、婚姻費用を含めた養育費の相談を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・令和3年11月1日から事業実施。
- ・弁護士相談については既存の法律相談枠で対応。
※令和3年11月～令和4年2月末現在
母子・父子自立支援員相談81件
うち弁護士相談25件

取組内容

2 強制執行、調停・審判等費用補助の実施

- ・ 養育費の取り決めについて一定の公的書類（債務名義）をすでにお持ちの方で、現在養育費の支払いが滞っている方に、**強制執行申立費用**を補助する。
- ・ 公正証書の作成費用、離婚等の調停・審判申立費用について補助する。

<補助額>

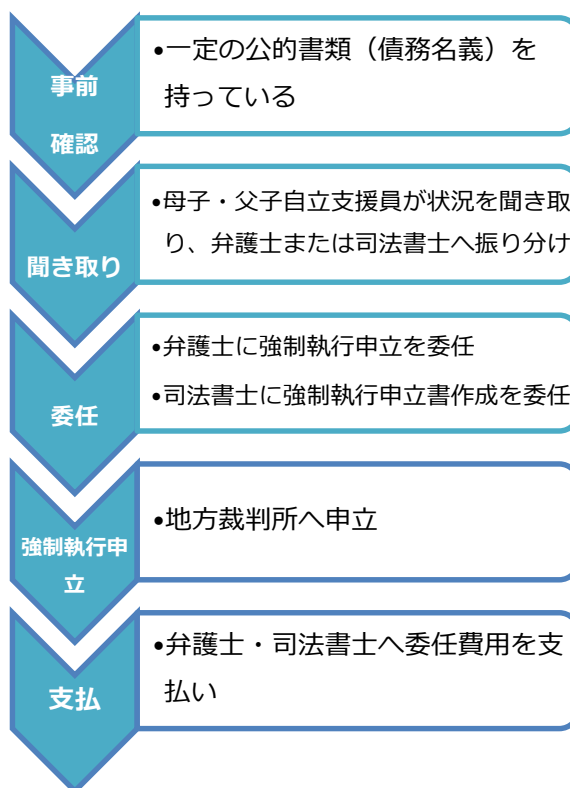
対象経費の全額 （上限55,000円）

<利用実績>

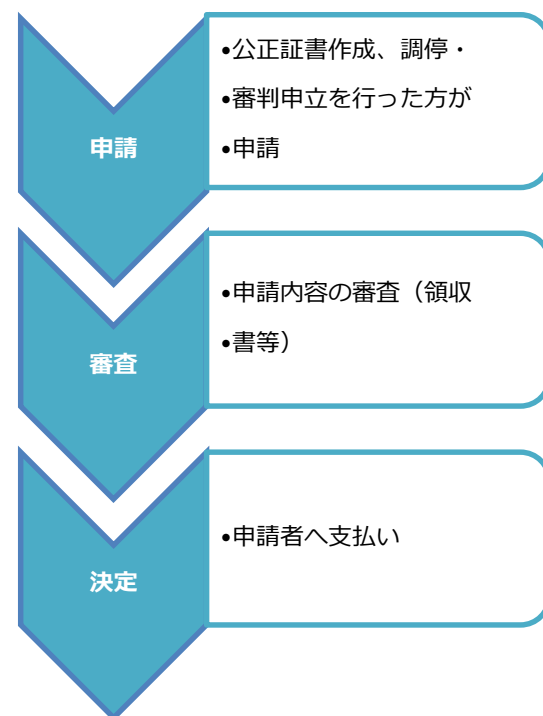
- ・ 令和3年度11月1日から事業実施
※令和3年11月～令和4年2月末現在
- ・ 弁護士による強制執行申立 2件
- ・ 司法書士による強制執行申立書作成 5件
- ・ 公正証書作成 4件
- ・ 調停申立 1件

<手続きの流れ>

★強制執行申立費用補助



★公正証1書作成、調停・審判費用補助





● 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

取組内容

◆ 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

<対象者>

武雄市在住のひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあること
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書 等）を有していること
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・ 過去に養育費の取決めの対象となる児童に係る公正証書等作成支援の助成金、または他自治体もしくは団体等から補助金、交付金を受けていないこと

<対象経費>

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ対象）
- ・ 調停の申し立てや裁判に要した収入印紙代（養育費に関する部分のみ対象）
- ・ 添付書類のうち、戸籍謄本や住民票の写し等の公的書類の取得費用
- ・ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

<補助額>

対象経費について上限 5 万円 ※ 1 人 1 回限り（令和3年4月1日以降に作成した公正証書等に限る）

<令和3年度実績> ※令和4年2月15日現在

2 件（①22,700円 ②24,300円）